# 札幌市 動物愛護管理推進計画



#### はじめに(推進計画策定に当たって)

近年、犬や猫などのペットを飼う家庭は、年々増加し、人間と動物の関わりはますます深く広くなってきています。その背景には、生活環境の変化や少子高齢化、核家族化などの進展に伴い、ペットに心のやすらぎや癒しを求める人が増えていることがあります。

また、人間関係が希薄になったといわれる現代社会において、心身の健康や円滑なコミュニケーションに動物の果たす役割が注目されています。

今やペットは、「人生のパートナー」として、また、家族の一員として、生活の中で重要性が高まっています。また、幼少時に動物と接することは、生命尊重や情操を育むうえで重要なことであり、 高齢者においては、心の支えや心身の健康の維持など、精神面や身体面でも良い結果がみられると 言われています。

反面、動物の遺棄や虐待、飼い主のマナー欠如による近隣住民とのトラブル、飼い主のいない猫の問題、ペットショップにおける動物の不適切な管理など、全国的にペットに関する様々な問題が発生しています。

札幌市においてもペットに関する様々な問題は後を絶たず、また、札幌市が収容する犬猫の頭数 も、以前に比べて減少しているものの、その数は決して少ないものではありません。

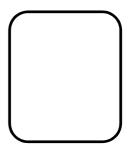
これらの現状を踏まえ、札幌市では、平成27年5月には、「札幌市動物愛護管理基本構想」を策定し、その後、平成28年3月には「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定、平成28年10月1日から施行しました。さらに、動物愛護管理における課題解決に向け、本条例に基づいた附属機関として「札幌市動物愛護管理推進協議会(以下「推進協議会」という。)」を設置し、平成28年度に全4回、札幌市の動物愛護管理行政の推進及び動物管理センターの機能強化について審議した結果、その内容を取りまとめた答申書が平成29年2月に札幌市長に手交されました。

札幌市は、これまでの取組を検証し、明らかになった課題や法令改正に対応するため、平成 29年2月の推進協議会からの「答申」の内容を踏まえ、このたび、新たに、「札幌市動物愛護管理推進計画」を策定することとしました。

この計画では、基本構想と同じ目標を掲げるとともに、数値目標等を定め、総合的かつ体系的に 各種施策を展開していくこととしていますが、それを進める上では、何よりも、行政とともに、札 幌市民、事業者、ボランティア、大学、関係団体などの各主体が一丸となって取り組んでいくこと が不可欠であるとしています。

今後は、関係者との連携・協働をさらに図り、この計画を着実に実施していくことにより、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現を目指していきます。

平成30年(2018年)3月 札幌市長 秋元克広



	٧.
$\boldsymbol{\vdash}$	717
$\neg$	//

	日	
	はじめに	
第1章	計画策定にあたって	1
第2章	札幌市における動物愛護管理の現状	6
1 動	物の飼養及び保管の施策状況・・・・・・・・・・・・・・・・6	
2 災	(害時における動物の飼養及び保管の施策状況・・・・・・・・・・・・・20	
3 動	物の愛護及び管理に関する施策の実施体制・・・・・・・・・・・21	
4 動	物の愛護及び管理に関する普及啓発・・・・・・・・・・・24	
5 動	物の遺棄や虐待の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・34	
6 現	状のまとめ・・・・・・・・・35	
第3章	札幌市における動物愛護管理行政の課題 3	7
1	- 動物の愛護」に関する課題・・・・・・・37	
2 [	·動物の管理」に関する課題・・・・・・・・・・・・37	
3 「	- 体制整備」に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・38	
第4章	計画の基本的な考え方 3	9
1 🗏	l標······39	
2 基	本施策40	
3 数	7値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42	
第5章	具体的取組 4	6
1 動	物愛護精神の普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46	
2 動	物の適正管理・福祉向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49	
3 動	物愛護管理に関わる推進体制の整備・・・・・・・・・・・・52	

第6章 動物管理センター(施設)のあり方 55
1 位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
1 – 1 既存施設の概要 1 – 2 (仮称)動物愛護センターとしての機能強化の必要性
1-3 現在の動物管理センター(施設)が抱える課題
1 – 4 位置づけ 1 – 5 整備目的
2 (仮称)動物愛護センター (施設) の必要な機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2-1 動物管理センター機能の集約と利便性の向上
2 – 2 動物愛護部門の創設 2 – 3 動物保護管理部門の充実
2 – 4 災害時対応・火葬部門(福移支所)
3 (仮称)動物愛護センターの基本的条件・・・・・・・・・・・・・・・・63
3 – 1 (仮称)動物愛護センターの基本的条件 3 – 2 今後の流れ
第7章 計画の推進にあたって 65
1 関係者の責務と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
2 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
<b>資料編</b> 69
2 札幌市動物愛護管理推進協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 答申
4 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 計画策定にあたって

#### 1 背景

#### 1-1 動物愛護管理に係る全国的な現状

近年、動物は単なるペットでなく、大切な家族の一員であるという考え方が広がっています。その一方で、動物の遺棄や虐待、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為など、動物に関する様々な問題が発生しています。また、犬猫の殺処分頭数は従前に比べ大幅に減少するも、未だに多数存在し、国全体で年間約5.6万頭(平成28年度)に上ります。

#### 1-2 国の対応状況

国は、平成18年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動愛法」という。)」の一部を改正施行し、環境省が基本的な指針を定めること、動物取扱業の登録制の導入、学校等における動物愛護の普及啓発を進めること、都道府県が動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を策定すること等を新たに規定しました。

改正動愛法に基づき、平成18年10月に環境省が動物愛護管理行政の基本的な方向性及び中長期的な目標を明確化し、計画的かつ統一的な施策の遂行等を目的とした「動物の 愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下、「国基本指針」という。)」を策定し、都道府県は、地域の実情に応じて動物愛護管理推進計画を 策定することとされました。

平成25年9月にも動愛法は大幅に改正され、動物取扱業者の適正化、終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務化、罰則の強化等が盛り込まれ、さらに動物愛護管理推進計画に規定すべき事項に、災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策が追加されました。国基本指針も併せて改正され、殺処分の減少や動物愛護への取組を一層強化す

べきとされました。さらに平成25年11月に、犬猫の殺処分がなくなることを目指すための具体的対策について検討を行うため、命を大切にし、優しさのあふれる、人と動物の共生する社会の実現を目指す「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」が発足しました。これを受け、環境省は平成26年6月に、殺処分を減らしていくための対策として、「飼い主・国民の意識の向上」、「引取り数の削減」、「返還と適正譲渡の推進」を示したアクションプラン「牧原プラン」を発表し、各対策を推進するために平成26年度からモデル事業を実施しています。

その他、狂犬病清浄地域とされていた台湾において、野生動物に咬まれた犬が狂犬病を発症したことを受け、平成25年9月に厚生労働省は、狂犬病予防対策に万全を期すため、「台湾における動物の狂犬病の発生状況について」を各地方自治体に通知しています。

#### 1-3 北海道の対応状況

北海道は、国基本指針に則して、平成20年2月に「北海道動物愛護管理推進計画(バーライズプラン)」を策定し、「人と動物のより良い関係づくりを進める」、「道民生活の中で、生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現する」の2点を目標に掲げた上で、重点施策として「動物の適正な飼養管理の推進」、「動物愛護の意識、慈愛の精神の醸成と涵養」の2点を位置づけ、北海道における動物の愛護及び管理に関する施策を推進しています。また、平成26年度から「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」におけるモデル事業の取組を行っており、平成29年度においては、所有者不明の猫対策、広域譲渡の推進についての事業を実施しています。

#### 1-4 札幌市の対応状況と計画策定の主旨

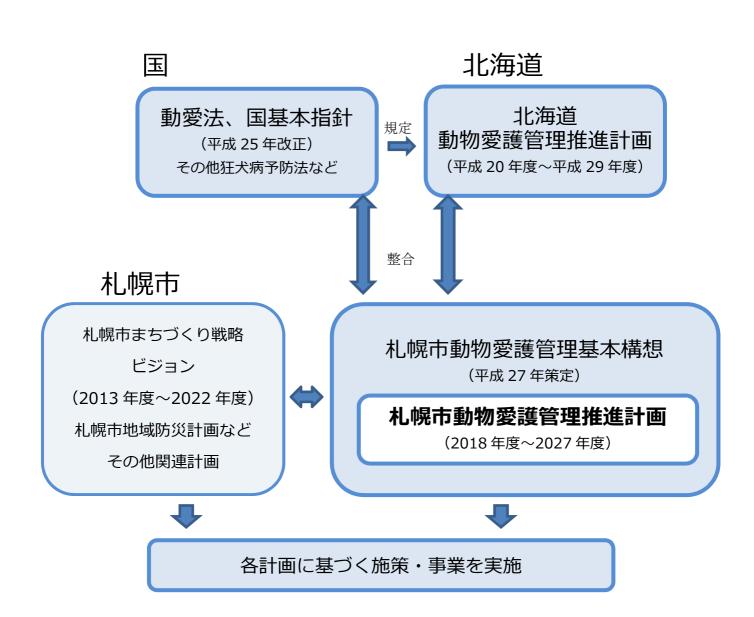
これまで札幌市では、国基本指針や北海道の推進計画などに基づき、様々な動物愛護管理施策を実施しています。しかし、犬猫ともに飼い主からの引取り数が多いことや、飼い主が動物を適切に管理していないために、他の人や動物が被害・迷惑を受ける事例も依然として多い状況です。さらに、動物を飼っていない方が、動物の習性について理解できず苦情につながっている事例や、飼い主のいない猫に関する問題も多くなってきています。

これらの現状を受け、平成27年5月に今後の動物愛護管理に係る基本的な考え方や方向性を示す「札幌市動物愛護管理基本構想(以下、「基本構想」という。)」を策定し、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現を目標として掲げるとともに、「動物愛護管理に関する条例の制定」、「動物愛護管理推進計画の策定」、「動物管理センターのあり方の検討」を優先的に取り組む事項と位置づけました。基本構想に基づき、市民、行政、動物取扱業者、関係団体等の役割を明確にし、「動物愛護精神の涵養」、「動物の適正管理の推進」、「動物の福祉向上」の3つの基本施策を盛り込んだ「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例(以下、「市動愛条例」という。)」を平成28年3月に公布し、同年10月に施行しています。

これらを踏まえ、基本構想に則して具体的な数値目標を明確にするとともに、市民・ 行政・関係団体等が果たすべき役割や具体的な施策、さらに必要な機能を考慮した動物 管理センターのあり方を定めることにより、基本構想で掲げる目標の実現を図る「札幌 市動物愛護管理推進計画」を策定します。

#### 2 計画の位置づけ

本計画は、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向に沿った個別計画として位置づけられ、また、札幌市の動物愛護管理行政の基本的な考え方や方向性を定めた基本構想に基づく実施計画として、動愛法、国基本指針、北海道動物愛護管理推進計画、その他の関連計画とも整合性を図っていきます。



#### 3 計画の対象となる動物

計画の対象となる動物は、市動愛条例に基づき下記のとおりとします。

- 〇牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- ○そのほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

#### 4 計画期間

2018年度(平成30年度)から2027年度までの10年間

動愛法に基づき、各都道府県で策定されている動物愛護管理推進計画の計画期間が 10年間として設定されていることを踏まえ、本計画の期間を2018年度から2027年 度までの10年間とします。なお、法律改正等の社会情勢の変化や計画の進捗状況等に よる見直しの必要が生じた場合は、適切な措置を講じます。

# 第2章

## 札幌市における動物愛護管理の現状

環境省の動物愛護管理行政事務提要(平成29年度版:平成28年度統計)に基づき、札幌市における動物愛護管理の現状について整理しました。

#### 1 動物の飼養及び保管の施策状況

#### (1) 犬・猫の引取り

札幌市では、動愛法に基づく所有者不明の犬猫の引取り、負傷動物の保護、飼い主が飼えなくなった(放棄された)犬猫の引取り、狂犬病予防法と市動愛条例に基づく犬の捕獲を行っています。

また、収容された犬猫については、本来の飼い主に返還するとともに、可能な限り 生存の機会を与えるため、新しい飼い主への譲渡を行っています。

#### ア 業務状況

表2-1 犬猫の引取り等の業務

	引耳	取り		保管			処分			
自治体名	引取場所	マイクロ チップ確 認	保管場所	公開 方法	保管期限	返還	譲渡	殺処分	死体処理 (火葬)	負傷動物 収容実施
札幌市	動物管理 センター 各区保健 センター	0	動物管理センター	公示 ホーム ページ	無期限	0	0	0	0	0
北海道	保健所	0	保健所	公示 ホーム ページ	無期限	0	0	0	0	0

★保管期限についての他都市の状況(相模原市では神奈川県に委託)

• 有期限: 20都県3政令市(熊本市、名古屋市、川崎市)

譲渡適正あれば無期限:12県2政令市(名古屋市、川崎市)

無期限:27府県16政令市

#### <札幌市の特徴>

動物管理センターまたは各区保健センター(所有者不明の犬猫のみ)で犬猫の引取り業務を行っており、保健センターで引取りがあった場合には、動物管理センターへの搬送を行っています。

現在、保管期限の設定はなく返還または譲渡を目指して動物の収容を行っています。 他政令市においては、保管期限を設定している政令市が3市あり、そのうち2市は 譲渡適正がある動物のみ保管期限を無期限としています。

#### イ 犬の引取り状況

表クーク	犬の引取り状況	(負傷収容を除く)
14 4	ノくひし コロス・フカイルロ	

_15	引取り	数(頭)	処分数(頭)			
犬	飼い主から	所有者不明	返還	譲渡	殺処分•死亡	
札幌市	58	151	82	121	4	
北海道	155	553	255	370	76	
政令市平均	24	144	83	75	11	
全国合計	4,663	36,512	12,854	17,646	10,424	
政令市順位	2位	7位	8位	4位	12位	

※ 引取り数と処分数の合計は年度繰り越しがあるため一致しない

#### <札幌市の特徴>

飼い主からの引取り数は、政令市で2番目に多い状況です。

一方、処分数は、譲渡が政令市で4番目に多い状況です。殺処分はゼロで、病気 や老衰により収容中に4頭の犬が死亡しています。

#### ウ猫の引取り状況

表2-3 猫の引取り状況(負傷収容を除く)

猫	引取り	数(匹)	処分数(匹)			
畑	飼い主から	所有者不明	返還	譲渡	殺処分•死亡	
札幌市	163	924	16	964	91	
北海道	418	1,284	17	1,270	410	
政令市平均	62	494	3	301	248	
全国合計	11,061	61,563	273	26,613	45,574	
政令市順位	2位	4位	1位	2位	11位	

※ 引取り数と処分数の合計は年度繰り越しがあるため一致しない

#### <札幌市の特徴>

引取り数は、飼い主からの引取りが政令市で2番目に、所有者不明の引取りが政令市で4番目に多い状況です。所有者不明として引き取られた猫のうち、約8割にあたる765匹が子猫となっています。

処分数としては、返還・譲渡とも他政令市と比較して多いものの、返還は少数であり、収容した猫のほとんどが譲渡となっています。殺処分はゼロですが、病気や衰弱で収容中に91匹が死亡しています。このうち、73匹は子猫で、生まれて間もない子猫が収容中に死亡する例が多い状況です。そのほかの18匹は成猫が収容中に死亡したものです。なお、「ウ 猫の引取り」、「エ 負傷猫」の殺処分・死亡を含めた収容猫全体での死亡数は122匹ですが、このうち殺処分は負傷収容の成猫1匹となっています。また、所有者不明で収容される猫については、首輪やマイクロチップの装着がほとんどみられないことから、大半が飼い主のいない猫と推定されます。

#### エ 負傷動物の収容状況

表2-4	負傷犬の収容状況
衣乙一4	貝場人の収合が近

色/恒-半	加索米(克克)		死亡率(%)		
負傷犬	収容数(頭)	返還	譲渡	殺処分•死亡	死亡卒(%)
札幌市	2	0	2	0	0
北海道	44	21	13	9	20
政令市平均	6	2	3	1	17
全国合計	981	289	222	451	46

※ 収容数と処分数の合計は年度繰り越しがあるため一致しない

表2-5 負傷猫の収容状況

負傷猫 収容数(匹)			死亡率(%)		
貝汤畑	収容数(匹)	返還	譲渡	殺処分•死亡	死に卒(%)
札幌市	64	1	28	31	48
北海道	387	6	277	90	23
政令市平均	153	14	54	86	56
全国合計	11,475	423	2,938	7,928	69

※ 収容数と処分数の合計は年度繰り越しがあるため一致しない

#### <札幌市の特徴>

他政令市と比較して、犬猫とも負傷動物の収容数は少なく、負傷の状態は様々です。 札幌市では、負傷犬は2頭のみ収容し、2頭とも譲渡されましたが、負傷猫は、 64匹収容した中で31匹が死亡しており、死亡率は48%です。また、殺処分・死亡 の31匹のうちの1匹は殺処分によるものですが、事故による重傷を負っており、治 療の見込みがないために殺処分しています。

なお、負傷収容される猫や路上死体として回収される猫(平成28年度1,449匹) についても、首輪やマイクロチップの装着がほとんどみられないことから、大半が飼い主のいない猫と推定されます。

#### オ センター施設における動物の収容環境

図2-1 1頭あたりの収容期間(平均日数)

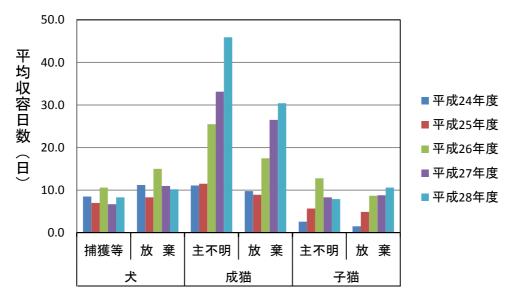


表2-6 センターにおける収容頭数・日数の状況

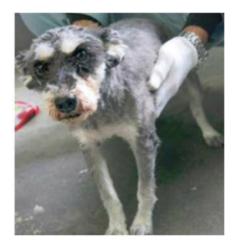
動物	収容可 能頭数	平均収容頭数(上段)及び 最大収容頭数(下段)			収容可能頭数を超えた 日数の割合及び日数			
	形识数	H26	H27	H28	H26	H27	H28	
4-	7	8.8	4.9	5. 1	72.1%	26.3%	28.2%	
大	(	17	11	11	263	96	103	
+tx 4-1	0.4	19.7	23.8	32.3	21.4%	44.1%	81.9%	
成猫	24	44	44	47	78	161	299	
→ X <del>III</del>	1.0	8.7	8.4	12.6	15.1%	20.8%	33.7%	
子猫	18	26	33	56	55	76	123	

※子猫の収容可能頭数は、1ゲージ2匹ずつ収容した場合を想定

#### (収容動物のケアの必要性)



毛玉だらけで収容された犬



トリミングにより、衛生的になり新しい飼い主に譲渡されました。

#### <札幌市の特徴>

収容される犬猫は、動物管理センター福移支所において保管され、担当獣医師が 日々の健康状態等を管理しています。

これまで札幌市では、人に慣れていない猫や病気・けがを抱えた猫などを殺処分の対象としていましたが、平成25年の動愛法改正を機に殺処分を減らすため、譲渡が難しいと考えられるこれらの猫などについても、譲渡を目指して馴化や治療を行いながら収容を継続しています。そのため、収容施設は常に多くの猫が保管されている状態となっており、収容可能頭数を超過した場合には、一つのケージに複数頭収容することや、臨時のケージを置くことで対応しています。

また、多くの犬猫を保管する収容施設は、感染症が侵入しやすい場所であることから、重篤な感染症が発生し、蔓延する危険性があります。

そのため、収容時における検疫や、感染症を疑う動物の隔離などの対策が必要ですが、収容施設である福移支所には検疫室や隔離室が設けられていません。そのため、動物管理センター八軒本所において収容時における状態確認を行っていますが、福移支所への搬送後に感染症が発覚しても、他の収容動物から隔離することが難しい状況です。

このほか、収容される犬猫には、極めて痩せている、被毛や爪などの手入れがされていない、病気に罹っている、精神面での変調があるなど、虐待が疑われることもあります。このような収容動物を譲渡につなげるためには、収容動物の心身のケアが必要です。

#### (2)動物取扱業者

哺乳類、鳥類、は虫類の販売や保管などの事業を営むためには、動愛法に基づき第一種動物取扱業として登録を受ける必要があります。

また、営利を目的としない事業については第二種動物取扱業として届出をする必要があります。

#### ア 動物取扱業者の登録・届出状況

表2-7 第一種動物取扱業者登録状況

					登録業種	重内訳			
第一種 動物取扱業	事業所数	全体	販売 うち うち 犬猫 犬猫		保管	貸出し	訓練	展示	競りあっ せん業・ 譲受飼養
		4 1	販売	繁殖有					業
札幌市	636	326	279	168	379	9	53	47	4
北海道	1,202	553	466	375	662	16	70	186	2
政令市平均	452	196	137	101	292	15	48	32	1
全国合計	42,942	20,871	16,004	12,448	25,799	1,286	4,433	3,363	144
政令市順位	4位	4位	1位	1位	4位	10位	6位	5位	1位

<sup>※「</sup>競りあっせん業」「譲受飼養業」は平成25年の動愛法改正で追加されたもの

届出業種内訳 第二種 業種別 事業所数 動物取扱業 譲渡し 保管 貸出し 訓練 展示 内訳計 札幌市 13 13 2 3 1 23 4 北海道 17 8 0 0 0 9 17 政令市平均 9 8 2 1 0 1 12 全国合計 839 607 137 53 34 256 1,087 政令市順位 4位 3位 5位 1位 3位 1位 3位

表2-8 第二種動物取扱業者届出状況

#### <札幌市の特徴>

他政令市と比較して第一種、第二種とも、動物取扱業事業所数は多く、動愛法に基づき登録制となっている第一種の事業所数は、20政令市のうち、横浜市1,261箇所、大阪市866箇所、名古屋市698箇所に次いで4番目に多い状況です。特に、犬猫販売業者数、犬猫繁殖業者数は政令市の中で最も多くなっています。

#### イ 動物取扱業者に対する行政による勧告・命令・立入検査等の状況

表2-9 動物取扱業者に対する行政による勧告・命令・告発等の状況

		-種動物 物愛法19				動物取 去23条•		虐待 遺棄	特定 動物	周辺環境の 保全	
自治体名	勧告	措置命令	業停 · 發羽	告発	勧告	措置命令	告発	告発	告発	勧善措命 命	告発
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政令市平均	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	18	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

表2-10 動物取扱業者に対する行政による立ち入り検査の状況

	第一種動物	勿取扱業者	第二種動物	勿取扱業者
自治体名	立入検査 件数	立入検査 施設数	立入検査 件数	立入検査 施設数
札幌市	202	202	1	1
北海道	518	474	12	9
政令市平均	231	194	3	2
全国合計	28,611	24,079	475	332

#### <札幌市の特徴>

全国的に、動愛法に基づく勧告・命令・業務停止・登録取消・告発は非常に少ない 状況です。札幌市では、平成27年度に第一種動物取扱業者に対する勧告として円山 動物園におけるマレーグマの死亡事案に係る改善勧告が1例ありました。

動愛法に基づく第一種動物取扱業者の立入検査202件の内訳としては、新規登録による検査が78件、5年毎の更新や施設内容変更時の検査が108件、苦情相談を受けての検査が16件となっています。また、動物取扱業に関する苦情相談件数は平成26年度が33件、平成28年度が22件となっています。苦情相談の内容としては、「販売時に十分な説明がない」、「動物の展示方法に問題がある」、「不衛生な施設である」、「動物の鳴き声がうるさい」等、多岐にわたる内容となっています。なお、平成27年度は上記勧告に関わる相談や意見が非常に多く寄せられたため、例年より大幅に多い286件となっています。

#### ウ 動物取扱責任者研修

表2-11 動物取扱業者研修の実施状況

		動物取扱責任者研修の内容					
		動物の愛護及び管理に関する法律について					
	平成26年度	動物取扱業者が注意すべき、ペットの病気や管理について					
		かけがえのない一つの地球、つながっている一つの健康					
		動物の愛護及び管理に関する法律について					
		ペットに関わる消費者トラブルについて					
札幌市	平成27年度	※馬という動物について					
		※動物飼養における衛生害虫について					
		(※は日替わり)					
		動物の愛護及び管理に関する法律について					
	平成28年度	保護活動から見えてくるこれからのペット業界に期待すること					
		欧米での取組から考察した犬猫の問題行動の防御方法について					
		(動物取扱業者に関すること)					
		トラブルを未然に防ぐ店舗づくり					
		動物取扱業における苦情違反事例					
		動物園における展示動物の死亡事故から学ぶこと					
		(鳥類や爬虫類等に関すること)					
		鳥類及び爬虫類の飼養方法について					
		鳥インフルエンザについて					
		(特定動物や他法令に関すること)					
		鳥獣保護法について					
		特定動物の飼養について					
		(終生飼養・動物の高齢化に関すること)					
11h ±	如士の周	老犬介護について					
1世者	都市の例	伴侶動物のがんについて					
		(行政の施策に関すること)					
		動物愛護推進計画について					
		猫の適正飼養ガイドラインについて					
		地域猫活動について					
		マイクロチップの装着の推進について					
		(災害に関すること)					
		災害時の対応について					
		シェルターメディスンについて					
		(その他教養科目として)					
		「ヒト」という動物を取り扱うためのコミュニケーションスキル					
		子供への動物飼育・福祉教育と動物が子供の発達に与える影響					

札幌市では、動物取扱責任者研修の対象となる事業者数が多いため、毎年1回の研修 を4日間に分けて実施しています。

研修の内容は、動愛法に関することのほか、動物の体調管理や業務上における顧客とのトラブルを防ぐことについての講義等を実施しています。毎年、希望する講義内容について受講者アンケートを実施し、その結果を参考に翌年の研修内容を検討しています。しかしながら、他業種の研修受講への抵抗感に関する意見や、初任者向けの内容を毎年受講することに意義を感じないという意見が多くみられます。

他都市では、札幌市でも実施している内容のほか、鳥類や爬虫類に関する講義、特定動物や他法令に関すること、行政の施策や災害対応等、様々な内容で実施されています。

なお、政令市でみると、平均して年に3回、研修会が行われています。初任者向けに 講義を別途実施している事例もあります。

#### (3)特定動物

人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物として定められた特定動物の 飼育を行う際には、動愛法に基づく許可を受ける必要があります。

#### ア特定動物の飼養保管状況

表2-12 特定動物の飼養保管状況

自治体名	総計											
	Ī	<del>'</del> †	哺乳	<b>浦乳類</b> 鳥類 り			爬虫	爬虫類				
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数				
札幌市	22	247	5	152	1	11	18	84				
北海道	42	666	25	597	5	41	18	28				
政令市平均	23	130	9	71	1	3	14	56				
全国合計	1,722	45,778	714	10,063	133	370	1,007	35,345				
政令市順位	6位	3位	9位	2位	7位	1位	6位	5位				

#### <札幌市の特徴>

特定動物の飼養箇所数は、政令市で6番目、飼養頭数は3番目に多い状況です。哺乳類と鳥類の飼養許可の大半が、円山動物園と南区の動物園施設となっています。一方、爬虫類については、18箇所の施設のうち、愛玩目的の個人飼養者が14箇所と多くなっています。

# イ 特定動物の飼養保管に対する行政による命令、立入検査、許可取消、告発件数表2-13 特定動物の飼養保管に対する行政による

命令、立入検査、許可取消、告発件数

自治体名	命令件数	立入検査	立入検査	计可取出	告発件数		
日心体石	叩节计数	件数	施設数計可取消無許可		無許可	その他	
札幌市	0	22	22	0	0	0	
北海道	0	33	24	0	0	0	
政令市平均	0	17	12	0	0	0	
全国合計	0	1,895	1,179	0	1	0	

#### <札幌市の特徴>

全国的に、動愛法に基づく命令・許可取消・告発は非常に少ない状況であり、札幌市では全て〇件です。動愛法に基づく札幌市の立入検査22件の内訳としては、許可申請時の検査が10件、施設内容変更時の検査が12件となっています。

#### (4)動物による事故

犬による咬傷事故については、狂犬病予防の観点から、狂犬病予防法や市動愛条例に 基づき届出の対象とし、事故の再発防止に取り組んでいます。

また、特定動物等、犬以外の動物による人身事故も全国で確認されています。

#### ア 犬による咬傷事故件数

表2-14 犬による咬傷事故の件数、発生場所、咬傷犬の登録状況等

			咬傷	事故発生	場所		咬傷犬の登録状況等			
咬傷事故	総件数	対動物の	犬舎等の	公共の	スの仏	咬傷犬数	飼	()	犬	<b>⊞₹ _1</b> 5
		事故件数	周辺	場所	その他		飼い	_ ' ' ' ' '	飼い主不	野犬
自治体名			内边	רונפי			登 録	未登録	明	
札幌市	69	19	24	42	3	69	49	10	10	0
北海道	57	1	29	18	10	55	34	16	5	0
政令市平均	42	3	9	29	4	42	35	4	3	0
全国合計	4, 341	176	1, 303	2, 487	551	4, 353	3, 431	607	271	44
政令市順位	3位	1位	1位	4位	7位	3位	3位	2位	1位	-

表2-15 犬による咬傷事故発生時及び発生後の犬の状況

	哆	傷事故発	生時におけ	る犬の状況	況		咬傷事故	(発生後の	犬の状況	
咬傷事故		けい留し	放し	野犬	その他	捕獲	引取り	飼養	逸走	その他
自治体名	けい留中	運動中	飼い	(放浪犬)	(不明)			継続		(不明)
札幌市	4	37	5	4	19	0	0	43	2	24
北海道	12	11	11	5	16	6	1	42	3	3
政令市平均	7	19	6	1	9	0	0	38	0	3
全国合計	819	1, 335	1, 028	149	1, 022	99	128	3, 857	110	159
政令市順位	11位	3位	12位	2位	2位	-	-	4位	1位	1位

表2-16 犬による咬傷事故の被害者数と事故発生時における被害者の状況

	被 害 者 数 咬傷事故発生時における被害者の状況										況	
咬傷事故	3	死亡		そ の 他 :		犬に手	けい留	配達・				
	飼い主	他人	動物	飼い主	他人	動物	を出し	しよう	訪問時	通行中	遊戯中	その他
自治体名	・家族		±/J1/J	・家族		±/J1/J	た	٢	마기다			
札幌市	0	0	0	1	49	19	3	0	7	49	4	6
北海道	0	0	0	4	53	1	6	3	12	28	1	8
政令市平均	0	0	0	1	39	3	6	2	5	23	2	5
全国合計	1	4	32	189	4, 036	227	603	260	696	2, 093	162	675
政令市順位	-	-	_	4位	4位	1位	15位	-	5位	2位	3位	5位

#### <札幌市の特徴>

大による咬傷事故件数は、政令市で3番目に多く、特に被害者が人ではなく、動物である件数が政令市で最も多くなっています。公園や道路などの公共の場所での事故が多く、けい留はしているものの、飼い主が制御できずに、近くを通行した人や動物を咬む事故が多い状況です。

#### イ 犬以外の動物による人身事故状況

表2-17 犬以外の動物による人身事故の件数、発生場所

		人身事故	人身	事故の発生	場所
区分	人身事故 の件数	を起こし た動物の	獣舎の 周辺	公共の 場所	その他
自治体名		数			
札幌市	0	0	0	0	0
全国合計	26	26	12	7	7

表2-18 犬以外の動物による人身事故発生時及び発生後の動物の状況

	発生	生時におけ	る動物の状	†況		人身事	故後の動物	の状況	
区分	獣舎等に けい留中	けい留し運動中	放し飼い	その他	捕獲	引取り	飼養継続	逸走	その他
自治体名									
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	5	2	6	13	1	1	16	5	3

表2-19 犬以外の動物による人身事故の被害者数と

事故発生時における被害者の状況

		被害	者数		人身事故発生時における被害者の状況					
区分	死亡		そ0							
2277	飼い主・	それ以外	飼い主・	それ以外	動物に手を出した	けい留し ようとした	配達• 訪問時	通行中	遊戯中	その他
自治体名	家族		家族							
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	1	2	7	19	6	0	2	7	1	13

#### <札幌市の特徴>

大以外の動物については、動愛法や市動愛条例に基づき、特定動物による事故のみ届出義務があります。平成28年度は特定動物による人身事故は0件となっています。全国では、猫や馬による事故のほか、ライオンやゾウ等の特定動物による事故が合計26件報告されています。

#### (5) 犬の登録頭数と狂犬病予防注射頭数

犬を飼育する場合は、狂犬病予防法の規定に基づき、生涯1回の登録と、毎年1回 の狂犬病予防注射の実施が義務付けられています。

表2-20 犬の登録頭数と狂犬病予防注射頭数

(厚生労働省「犬の登録頭数と予防注射頭数等の年次別推移」より)

自治体名	札幌市			全国合計		
年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録頭数	87,897	86,453	85,284	6,626,536	6,526,897	
予防注射頭数	63,391	63,039	60,845	4,744,364	4,688,240	未公表
予防注射実施率(%)	72.1	72.9	71.3	71.6	71.8	

#### <札幌市の特徴>

札幌市においても、全国と同様に犬の登録頭数は減少しています。予防注射実施率については、全国と大きな差はなく、7割程度に留まっています。

一方、(一社)ペットフード協会の調査における全国の犬の飼育頭数は、平成28年10月現在で登録頭数の1.5倍程度の約988万頭と推計されており、無登録で飼育されている犬が多数存在するとみられています。

札幌市内では、平成28年度において、収容犬返還時の82件中42件、咬傷事故対応時の69件中10件、火葬受付時にも多数の無登録犬が確認されており、それぞれ指導などを行っています。火葬受付時については正確な統計はありませんが、平成29年4月において、犬火葬受付時の116件中53件の無登録犬が確認されています。

#### (6) 犬猫の引取り手数料及び不妊手術助成金、マイクロチップ取組状況

#### ア 犬猫の引取り手数料

表2-21 犬猫の引取り手数料と返還手数料

	犬				猫			
自治体名	引取 手数料 (成犬)	譲渡 手数料	返還 手数料	飼養管理 手数料 (1日)	引取 手数料 (成猫)	譲渡 手数料	返還 手数料	飼養管理 手数料 (1日)
札幌市 (H28.10~)	2,100	0	6,500	400	2,100	0	4,300	300
北海道	2,100	0	900	1,250	2,100	0	900	850

#### ★他都市の状況

大引取手数料 有料:46都府県19政令市(すべて) 猫引取手数料 有料:46都府県19政令市(すべて)

大返還手数料 有料:45都府県19政令市 猫返還手数料 有料:21都府県13政令市

(返還手数料は、飼養管理手数料としての徴収を含む)

#### <札幌市の特徴>

札幌市では、市動愛条例の制定により、平成28年10月から犬猫の引取り手数料を 有料とし、北海道と同額としています。犬猫の返還手数料については、北海道より高 い金額で設定しています。

### イ 不妊手術、マイクロチップの普及に関する取組状況 表2-22 政令市における不妊手術、マイクロチップに関する取組状況

対象	譲渡	隻犬	譲渡	養猫	飼い犬	飼い猫	飼い主の	いない猫
取組み	手術実施	MC装着	手術実施	MC装着	手術助成金	手術助成金	手術実施	手術助成金
札幌								
仙台		0		0				0
さいたま	0	0	0	0				0
千葉							0	
横浜	0	0	0	0		0		0
川崎	0	0	0	0		0		0
相模原					0	0		0
新潟			〇(オス)			〇(メス)		〇(メス)
静岡								
浜松								
名古屋	0	0	0	0		0		0
京都	0		0		0	0		0
大阪	0		0					
堺		0		0		0		0
神戸		0				〇(メス)		0
岡山		0		0				0
広島							0	
北九州					〇(メス)	〇(メス)		〇(メス)
福岡	0		0			O(MC同時)	0	
熊本	0		0		-			0

#### <札幌市の状況>

札幌市では、譲渡動物の不妊手術は試行段階であり、飼い主のいない猫に対する不妊手術を推進する取組や、マイクロチップ(MC)の普及に関する取組は実施していません。他政令市で同様の状況となっているのは2市のみであり、ほとんどの政令市で不妊手術、補助制度、行政による譲渡動物へのMC装着に関する取組が行われています。

#### 2 災害時における動物の飼養及び保管の施策状況

#### <札幌市の状況>

北海道において、大規模災害発生時に犬猫等の被災動物救護活動を協力・連携して円滑に推進するため、関係自治体(北海道、旭川市、函館市)、関係団体である(公社)北海道獣医師会及び(公社)日本愛玩動物協会と「災害時における動物救護協定」を平成24年12月に締結しています。

この協定に基づき、災害発生時に北海道被災動物救護本部を設置し、(一財)ペット災害対策推進協会に経費や物資の支援要請を行うとともに、被災動物の治療、健康管理、飼主不明の被災動物の保護、一時飼育、譲渡などの救護活動を実施することとしています。また、災害時に備えた取組として、平成29年9月に、支援物資の運搬や避難場所における動物の世話を補助する「災害時動物救護ボランティア制度」を創設しました。

しかしながら、平素からの準備や災害時の同行避難について、飼い主や飼い主以外の市 民に対して広く行う講習会や避難訓練は実施していません。

#### 3 動物の愛護及び管理に関する施策の実施体制

#### (1)協議会設置及び動物愛護推進員状況

動愛法に基づき、動物愛護と適正飼育の推進を図るため、平成23年度から動物 愛護推進員制度を開始しました。

また、市動愛条例に基づき、動物愛護管理に関する重要事項の調査審議を目的として、平成28年度に附属機関として動物愛護管理推進協議会を設置しました。

表2-23 協議会の設置状況

自治体名	協議会設置状況	協議会名称
札幌市	設置済 (平成28年4月20日)	札幌市動物愛護管理推進協議会
北海道	設置済 (平成16年2月6日)	北海道動物愛護推進協議会

他政令市の状況

38都府県9政令市で協議会を設置済

未設置の10政令市は都府県の協議会に参加

表2-24 動物愛護推進員の委嘱と活動内容の状況

自治体名	活動内容	募集方法	委嘱要件	人数(うち獣医)
札幌市	・動物の愛護及び適正な飼育の普及啓発・引取り犬、猫等の譲渡事業への協力支援・動物愛護週間関係行事や適性飼育に関する講習会等への協力	公募	・札幌市内に在住の18歳以上で、動物の愛護や適正な飼育方法に関する知識や経験を持つ者 ・積極的にボランティア活動が行える者 ・札幌市の動物愛護事業に協力できる者 ・動物愛護推進員としての活動に関して、氏名等の公表が可能な者 ・動物関連法令に違反する行為等により、行政機関から文書指導等を受けたことのない者 ・動物管理センターが主催する研修会、勉強会等に参加できる者	22名 (O名)
北海道	・地域における犬、ねこ等の動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発・道及び市町村等が開催する動物愛護週間関係行事への協力・道又は市町村が行う動物の譲渡事業における新しい飼い主探しへの支援協力・振興局が開催する会議、研修会への出席と活動報告	公募	・北海道内(札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。)に居住し、18歳以上であること ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意 と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲がある こと ・動物愛護法その他動物関連法令に反する行為等に より、道又は市町村から文書による指導、勧告又は 命令等を受けたことがないこと	77名 (4名)
他政令市	(上記以外の活動内容として) ・学校飼育動物に関すること ・飼い主のいない犬猫の一時保護 ・ふれあい事業 ・飼い主のいない猫の管理・不妊手術 ・避難訓練時の同行避難 ・適正飼養相談窓口・講習会補助 ・所有者明示標識の検討普及 ・イベントでの講演 ・公共の場所における糞放置防止活動 ・譲渡希望者宅への訪問調査	推薦(6市) 公募(1市) 併用(4市) なし(8市)	※年齢制限 20歳以上 6市 規定なし 5市	O~113名 (O~92名)

#### <札幌市の状況>

推進協議会では、本計画を含め、市の施策や取組について、評価・助言・提案を行います。

平成28年度は、本計画の策定と動物管理センターの機能強化について4回にわたる協議を行い、平成29年2月にその協議結果をまとめた「答申」が市長あてに手交されました。

動物愛護推進員は、動物管理センター福移支所の土曜開庁における譲渡会や、動物愛護週間行事、どうぶつあいご教室などのイベントに参加・協力しています。現在の動物愛護推進員の中には、動物に関する知識や技術を備えた方も多くいますが、センターにおける収容動物のケア、体調管理、飼い方相談、健康相談などの分野では、活動の拡大を図れていない状態です。

#### (2) ボランティア制度

札幌市では、動物愛護や適正飼育を推進するために、多くのボランティアや動物愛護団体、動物関係団体と連携しています。また、平成26年度から収容された犬猫を第三者へ再譲渡する目的で保護するボランティアについて登録制度を開始しました。

表2-25 札幌市における保護ボランティアへの譲渡状況(平成28年度)

	ボランティア譲渡数(頭または匹)	譲渡数全体に占める割合(%)		
犬	3	2.4		
成猫	27	10.4		
子猫	411	56.1		

#### <札幌市の状況>

動物管理センターに保護収容される猫は、離乳前の子猫が多く、子猫の譲渡先は保護ボランティアが6割を占めています。離乳前の子猫は、毎日、数時間おきにミルクを与え、排泄を促すなど、付きっきりの対応が必要です。平成29年4月現在で、保護ボランティアの登録が25件(団体13件・個人12件)あり、この保護ボランティアの活動によって、多くの離乳前の子猫の命をつなぐことができています。

保護ボランティアの登録数は、徐々に増えていますが、ボランティア譲渡が増える中で、センターから譲渡した後にボランティアの施設で死亡する事例や、保護ボランティアの施設において長期間の療養が必要となり、次の動物を受入れることが困難となってしまう事例も増えています。そのため保護ボランティアへ動物を譲渡するのみでなく、譲渡した動物が終生飼養できる飼い主に円滑に譲渡されるよう、保護ボランティアの活動を見守り、支援していく必要があります。

また、センターの収容環境の改善のため、センター施設内での動物の世話やトリミング等のケアについてボランティア活動の対象を広げることが必要です。

#### 4 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

#### (1)動物愛護週間行事の実施状況

札幌市では、動物愛護週間(9月20日~26日)に、動物管理センター福移支所において慰霊碑に献花をする「小動物慰霊の日」、動物愛護イベント「人とペットのくらし広場」(H27年度までは「動物愛護フェスティバル」)、児童会館等でフィルム映画を観賞する「どうぶつ映画上映会」、図書館でペットの飼い方などに関する図書の展示をする「どうぶつの本の世界」を実施しています。他政令市と比較しても、充実した内容となっています。

しかし、動物愛護イベントの参加者のほとんどが、動物を飼っている方であり、動物を飼っていない方の参加が少ない状況です。



人とペットの暮らし広場のポスター



パネルディスカッション 「秋元市長と語る、人と動物が幸せに 暮らせるまち・さっぽろ」



地上会場の様子



児童動物画コンクール表彰式

#### 〈平成28年度実績〉

#### 〇小動物慰霊の日

日 時:9月23日

場 所:動物管理センター福移支所

対象者:市民全体

内 容:市民が自由に献花できる方式で実施しており、動物管理センターで火葬され

た小動物たちの霊を慰め、冥福を祈りしました。

来場者数:約250人

#### 〇人とペットの暮らしひろば

日 時:9月19日

場 所:札幌市北3条広場及び札幌駅前地下広場

対象者:市民全体

内 容:動物の愛護と適正な飼育管理についての関心と理解を深めてもらうため、(一

社)札幌市小動物獣医師会と共催で様々な普及啓発活動を行いました。

- ① ステージイベント(長寿犬猫表彰等)
- ② 啓発ブース出展(パネル展示、クイズラリーなど)
- ③ 児童動物画コンクール市長表彰式
- ④ 獣医師相談会、獣医さん体験、救命救急講座など

来場者数:約7,700人

#### ○どうぶつ映画上映会

日 時:9月15日

場所:市内児童会館(南月寒)

対象者:市内児童会館を利用する小学生

内 容:犬との絆や愛情を題材にしたものを上映

#### ○どうぶつの本の世界

日 時:8月~9月

場所:市内図書館(中央、元町、厚別、澄川、西岡)

対象者:市民全体

内 容:動物を題材にした本やポスターの展示、絵本の読み聞かせなどを行いました。 展示については子ども向けブースと大人向けブースの両方を設営しました。

#### (2) 飼い主に対する適正飼育啓発事業の実施状況

飼い主に対する適正飼育啓発事業については、共催による事業も含めて、動物管理 センター職員が出張して講座やパネル展を実施しています。しかし、実施回数が少な い状況であり、事後対応としての現地指導が中心となっています。

#### 〇現地指導

犬猫の適正飼育の指導を目的として、苦情相談等の個別対応のほか、市内全域を対象と してパトロールを実施しています。

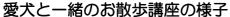
#### 〇出前講座

町内会等の団体を対象として、犬や猫の適正飼育や終生飼育、ペットのマナー等に関する出前講座を実施しています。(平成28年度実績 出前講座 3回 33名参加)

#### 〇公園散歩講座

公園における犬の散歩のマナー向上や適正飼育の啓発を目的として、市内大規模公園において、公園の指定管理者及び(公社)日本愛玩動物協会北海道支所の協力のもと、犬の散歩マナー等に関するデモンストレーションなどを交えた講習会を実施しています。 また、参加者の希望に応じて、飼い方、健康、しつけなどの飼育相談を行っています。







#### 〇パネル展

動物管理センターに保護収容される犬猫の状況、飼育マナー、動物愛護に関する啓発のため、市役所本庁舎ロビーや、札幌駅前地下歩行空間等においてパネル展を行っています。(平成28年度実績 チカホ2回、ファクトリー1回、アクセス札幌1回)



札幌駅前地下歩行空間パネル展

#### 〇講習会

動物愛護団体との共催で終生飼育、適正飼育、飼育マナー、動物愛護などに関するセミナーを行っています

(平成28年度実績 1回 98名参加)

#### 〇町内会回覧 、看板配布

犬や猫の苦情相談等においては、飼い主等が特定できない場合があることから、関係町内会と連携して啓発チラシを回覧するなど、マナー向上の普及啓発に努めています。





#### (3) 子どもに対する動物愛護教育の実施状況

子どもに対する動物愛護教育は、出前授業や施設見学を実施しています。どうぶつ あいご教室については募集枠の2倍以上の応募がある状況です。

また、小学生から大学生まで、多くの方を受け入れていますが、内容は施設見学や 出前での講義にとどまっています。今後は、子どもが心豊かに育つ上で重要とされて いる、動物とのふれあいやお世話の体験など実習の機会が必要です。

#### 〇どうぶつあいご教室

表2-26 どうぶつあいご教室の実施状況

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
開催施設数(箇所)	10	23	17	21	24
参加者数(人)	572	1190	845	1057	875

幼児期の情操教育や動物愛護精神の涵養などを目的として、市内の幼稚園及び保育園を対象に、(公社)日本愛玩動物協会北海道支所や札幌市動物愛護推進員の協力を得て、 大や猫との接し方についての講話などを行っています。

#### ○命の教室

国の基本指針において、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物とのふれあいや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であるとされています。札幌市においても、動物愛護教育を推進し、動物を通じて命の大切さや生き物への優しさなどを学ぶため、小中学生を対象にした出前授業(命の教室)を行っています。

(平成28年度実績 4校 762名)

#### 〇小中学生の自由研究活動としての事例

夏休みなどにおける自由研究への取組として、小中学生を中心にセンターの受入れを行っており、札幌市の動物愛護に関する取組や殺処分の状況などについて、個別に対応しています。(毎年、個人訪問多数)

#### ○中高生の職業研究を行った実績

中高生の職業研究の一環として、学生の受入れを行っており、職員が動物関連の仕事を紹介するなど、事業・施策や施設について個別に対応しています。(平成28年度実績 6校、その他個人訪問複数)

#### ○専門学校や大学での授業の実績

各専門学校のカリキュラムにおいて、動物愛護の取組を学ぶ実習の一環として、動物専門学校生や獣医系大学の学生などの受入れを行っており、事業・施策や施設について講義を行うとともに、保護収容施設の施設見学の受入れを行っています。

(平成28年度実績 6校、その他個人訪問複数)

#### (4) 譲渡会の実施状況

動物管理センターで収容している犬猫については、開庁日のほか、土曜開庁や保護ボランティア共催による譲渡会を開催しています。ホームページや動物管理センター窓口において、譲渡方法や譲渡会について案内していることから、譲渡に関する問合せが数多く寄せられています。

#### ○土曜開庁「どようびのわんにゃん飼い主さがし」

平成24年度から犬猫の譲渡の機会を増やすために、平日に福移支所を訪れることが難しい市民を対象とした「どようびのわんにゃん飼い主さがし」として、毎年4月から11月の第2土曜日と第4土曜日に実施しています。平成28年度は752名の来庁があり、犬11頭、成猫36匹、子猫78匹が譲渡されました。

#### 〇保護ボランティア共催の譲渡会

保護ボランティアと共催で、動物管理センターからボランティアに譲渡した犬猫を対象とした譲渡会を実施しています。平成28年度は4回の譲渡会(譲渡手続きは後日)を実施し、約50匹の子猫が譲渡されました。

#### 〇北海道共催の共同譲渡会「譲渡でつなごう命のバトンわんにゃん 家族プロジェクト」

環境省が実施する「人と動物が幸せに暮らす」のモデル事業として平成29年1月14日に北海道が広域譲渡の推進を目的に実施した譲渡会「譲渡でつなごう命のバトンわんにゃん家族プロジェクト」に札幌市も共催し、市動愛条例に関するクイズラリーの実施や福移支所における譲渡可能動物を紹介するブースを設置しました。その結果、500名程度の来場があり、道内保健所から参加した14頭の犬猫のうち、3頭は一般の方に、11頭は共催した動物愛護団体に譲渡されました。

#### (5)動物の飼養管理に関する苦情相談対応の状況

図2-2 札幌市における犬の飼養管理に関する苦情相談の状況

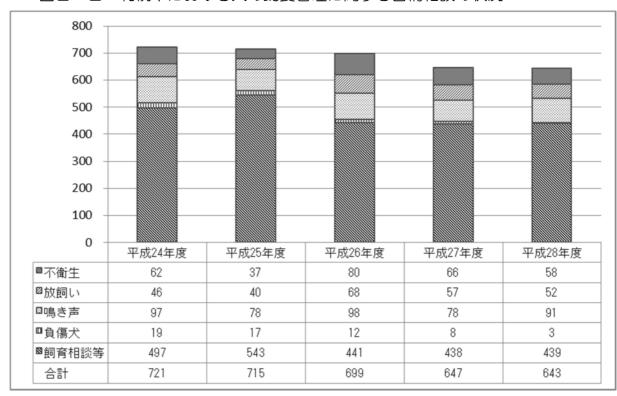
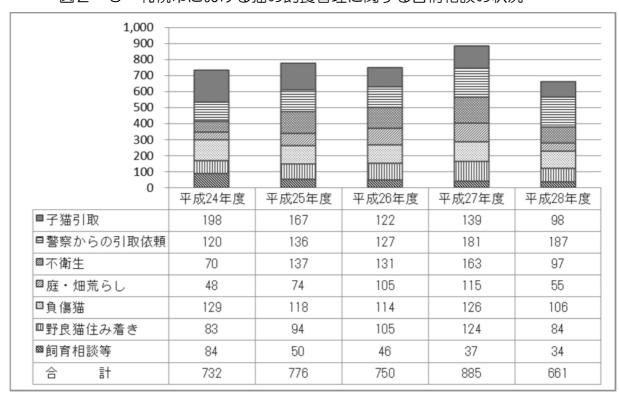


図2-3 札幌市における猫の飼養管理に関する苦情相談の状況



#### <札幌市の状況>

犬に起因する苦情総件数は減少傾向ですが、内容別の件数は年度によって増減しています。全般的に、飼い主自身のモラルに起因するものが多く、強制力のない指導にとどまっていることから、犬の鳴き声や臭いの問題など解決に時間を要し、例年繰り返し発生しているものもあります。平成25年度に実施した市民アンケートでは「排泄物の処理をきちんとしてほしい」が67%を占めましたが、相談件数はその後減少していません。このため、飼い主のマナーやモラルの向上を目指し、適正飼育に関する普及啓発に努めていく必要があります。

一方で、飼い主がモラルを持って動物を飼養している場合でも、相談者が動物の病気などの状況や習性について理解できないことにより、苦情につながっている事例も見られます。

猫に起因する苦情件数については、平成28年度は市動愛条例の施行に伴う啓発活動の強化により661件と減少したものの、依然として多い状況です。物置で生まれていた子猫等、所有者不明猫の引取り依頼件数は、警察からの依頼を含め毎年300件程度で変化していない状況です。エサやり等による住みつきの相談は、80~100件程度、不衛生、庭・畑荒らしの相談は200件前後の状況で、その多くは飼い主のいない猫によるものと考えられます。

札幌市では、無責任なエサやりを行う方に対し、周囲に配慮するよう指導するほか、 相談者に対して猫の忌避剤のサンプル提供などを行っています。飼い主のいない猫につ いては、生まれたばかりの子猫の引取りのほか、行政として対応できない成猫の捕獲に 関する相談が依然として数多く寄せられています。

#### (6) 多頭飼育に係る市の対応状況

年度	平成2	5年度	平成2	6年度	平成2	7年度	平成2	8年度
区分	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
10匹以上の放棄件数	2	6	0	9	0	1	0	2
10匹以上での放棄頭数計(A)	34	256	0	208	0	21	0	27
年間放棄頭数合計(B)	119	454	102	377	75	109	58	163
10匹以上の放棄頭数の割合(A/B)	28.6%	56 4%	0.0%	55.2%	0.0%	19.3%	0.0%	16.6%

表2-27 多頭飼育者からの放棄の状況

#### <札幌市の状況>

多頭飼育者から放棄される、いわゆる多頭飼育崩壊は、犬よりも猫で多く発生しています。多数の犬猫を動物管理センターですべて引き取ることは困難であり、ボランティア団体等に引取り等の協力を要請し対応している状況です。平成27年度以降はボランティア団体が介入する事例のほか、飼育者が直接ボランティア団体に相談する事例もあり、動物管理センターにおいて多頭飼育崩壊の状況を全ては把握できていません。

多頭飼育の実態を把握し、早期に対応するため、平成28年10月から施行した市動愛 条例において、犬猫合わせて10頭以上を飼育する多頭飼育の届出を飼い主の義務とし て定めました。平成29年5月現在、多頭飼育の届出件数は、犬猫混合7件、犬のみ3 件、猫のみ31件で、全体で犬102頭、猫728匹となっています。

#### 5 動物の遺棄や虐待の状況

#### (1)動物の遺棄や虐待を疑う事例の発生状況

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
犬(件数)	26	13	23	11	16
猫(件数)	10	5	7	2	3
計(件数)	36	18	30	13	19

表2-28 札幌市における動物の虐待を疑う通報数の状況

#### <札幌市の状況>

動物の遺棄や虐待を疑う事例は毎年発生しています。具体的な犬の事例としては、 エサや水が与えられていないとことや、屋根のない場所に雨や日照りの中で放置されたままなどのネグレクトがあります。また、物音と飼い主の怒鳴り声に加えて、 犬のかわいそうな声が聞こえるなどといった内容もあります。

猫の事例としては、毒工サがまかれて猫が次々と死んでいる、ワナらしきものが 設置されている、住宅内に猫がいるのに飼い主が長期不在にしているといった内容 があります。

#### (2)動物の遺棄や虐待を疑う事例に対する対応体制

動物管理センター⇔警察(連携・情報共有) 啓発↓↑通報 市民・動物取扱業者・関係団体

動物の遺棄や虐待が疑われる事案に対応するためには、市民からの情報提供が重要です。このため、虐待等が疑われる事案に接した場合には、速やかに通報するように、市民に啓発を行う必要があります。

また、警察と動物管理センターの連携を緊密にして対応することが大変重要です。 このため、動物管理センターでは警察との情報共有・協力体制の構築を進めています。 実際に動物の遺棄や虐待が疑われる事案が発生した場合には、動物管理センターと 警察が連携し、現地調査を行います。警察は犯罪性の有無等の調査を行い、動物管理 センターは状況に応じた動物の保護・収容を担当します。

しかし、通報先を含め、対応方法が市民に十分周知されていない状況です。

#### 6 現状のまとめ

#### 1 動物の愛護

- (1)動物を飼っていない方を対象とした動物愛護の普及啓発が十分でなく、苦情相談対応において相談者による動物への理解不足が問題となる事例があります。
- (2)動物の虐待や遺棄に対する対応方法が市民にまだ十分に知られていません。
- (3)子どもに対する動物愛護教育について、その内容は出前講座や見学にとどまっています。

#### 2 動物の管理

- (1) 犬猫ともに飼い主からの引取り数が政令市で2番目に多い状況です。
- (2)第一種動物取扱業の事業所が多い状況です。特に犬猫販売業者・犬猫繁殖業者が多く、販売、展示方法に関する苦情相談があります。
- (3)動物取扱責任者研修は、年に1回4日間で、すべての動物取扱業者を対象に同一の 研修会を実施しています。受講者からは、個別の業種や経験に配慮した研修を求め られています。
- (4)特定動物の飼養頭数が多く、哺乳類や鳥類の飼養箇所は動物園施設に集中していますが、爬虫類は愛玩動物としての個人飼養者も多い状況です。
- (5)公共の場所で、散歩中の犬による咬傷事故が多い状況です。被害者の不注意のほかに、飼い主のマナーの欠如や犬を制御できないことによる事故が数多くあります。
- (6) 狂犬病予防法で義務付けられているにもかかわらず、無登録犬が数多く確認され、 狂犬病予防注射の実施率も7割程度に留まっています。
- (7) 犬の苦情相談の多くは、鳴き声、不衛生、放し飼いに関するものとなっています。 飼い主のマナーやモラルの欠如に起因するものが数多くあります。

#### 3 体制整備

- (1) 各施策の推進、取組の強化は行政のみでは対応が難しくなっています。 動物愛護推進員やボランティアの活動の内容も限られています。また、学習・研究 の目的でセンターを訪問する学生等が多いものの、内容は見学や座学にとどまって います。
- (2) 犬猫の譲渡が多く、殺処分は少ないですが、子猫の収容中の死亡が多くなっています。
- (3) 負傷猫の収容数は他政令市と比較して少ないですが、5割が死亡しています。
- (4) 子猫譲渡の6割が保護ボランティアへの譲渡のため、今後、ボランティア活動に対する支援が必要です。

- (5) 成猫の収容日数は、年々長期化していることから、収容動物の心身のケアへの対応 が難しくなってきています。
- (6)譲渡動物に対する不妊手術の推進について、試行段階にとどまっています。
- (7) 多頭飼育者からの多数の犬猫の放棄が生じた場合、行政で全頭収容することは困難 であり、殺処分を減らすためにはボランティア団体との協力が不可欠な状況です。
- (8) エサやりによる住み着き、不衛生や庭・畑荒らしの相談など、飼い主のいない猫に起因する問題が多いため、これに対する対応が求められています。
- (9) 災害対応について、関係団体と協定を結び体制を整備していますが、市民にまだ十分に知られていない状況です。

# 第3章

# 札幌市における動物愛護管理行政の課題

札幌市における現状から、「動物の愛護」「動物の管理」「体制整備」の3つの観点で課題を整理すると以下のことが挙げられます。

#### 1 「動物の愛護」に関する課題

- ○動物の習性に対する理解不足から生じる苦情相談を減らすため、飼い主以外の方を含めた啓発活動を行い、市民全体の動物に対する知識を向上させることが必要です。
- ○動物の虐待や遺棄を防ぎ、適切に対応するため、市民の対応方法の整理と周知が 必要です。
- ○動物愛護教育を適正飼育の推進や事故の被害防止につなげるため、出前講座や見学による教育のみでなく、実際に動物とふれあうなど体験型の学習機会を提供することが必要です。

#### 2 「動物の管理」に関する課題

- 〇飼い主からの犬猫の引取り数を減らすため、飼い主の終生飼養に対する意識向上が必要です。
- ○動物取扱業者の販売方法、展示方法に係る適正化に向けて、監視指導の強化や、業種 別・初任者など細分化した動物取扱責任者研修の実施が必要です。
- 〇特定動物による事故の発生防止のため、動物園施設等のみでなく、個人飼養者に対しても定期的な啓発指導が必要です。
- 〇犬の散歩中におこる咬傷事故を減らすため、犬の飼い主の散歩マナー向上を図る啓発 指導の強化が必要です。
- ○狂犬病予防法に基づく犬の登録や狂犬病予防注射が徹底されていないため、犬の飼い 主やこれから犬を飼う方に向けた啓発指導の強化が必要です。
- 〇犬の苦情相談として、放し飼い、鳴き声、不衛生が多いため、犬の適正飼育について 飼い主への啓発指導の強化が必要です。

#### 3 「体制整備」に関する課題

- ○市民全体に対する動物愛護の普及啓発や子どもの動物愛護教育の推進にあたっては、 行政のみではなく動物取扱業者、獣医師会、教育機関等との連携強化が必要です。
- 〇普及啓発活動、収容動物管理においては動物愛護推進員やボランティアの活動の場を 拡大させることが必要です。
- ○負傷猫の生存率を高める治療や感染症対策のための体制整備が必要です。
- 〇子猫の殺処分減少や子猫の死亡数減少を推進するためには、保護ボランティアの活動 継続が不可欠であることから、保護ボランティアの負担軽減や活動支援が必要です。
- 〇収容動物の収容期間が年々長期化していることから、トリミング、シャンプーの実施 や適度な運動を与えることなど、収容動物の心身のケアを行う体制が必要です。
- ○適正譲渡の実施と適正飼育の推進のため、譲渡動物に対する不妊手術やマイクロチップの装着を推進する体制が必要です。
- 〇多頭飼育者からの放棄が起こった場合、行政のみで収容することは困難であるため、 ボランティア団体等の関係団体と協力して収容し譲渡につなげる体制の整備が必要 です。
- ○エサやりによる住み着き、不衛生、庭・畑荒らしの相談など、飼い主のいない猫の問題を減らすため、飼い主のいない猫に対する対応を整理し、不妊手術等を推進する体制が必要です。
- 〇災害時における動物の取扱等に関する周知と、災害時を想定した準備体制の整備が必要です。

動物の愛護ってなに?のコラム(国基本指針より)を挿入予定

# 第4章

# 計画の基本的な考え方

#### 1 目標

動愛法においては、基本原則として、すべての人が「動物は命あるもの」であること を認識し、みだりに動物を虐待することなく、人間と動物が共に生きていくことのでき る社会を目指し、動物の習性を理解したうえで適正に取り扱うよう定めています。

札幌市では、動愛法の基本原則に則り「人と動物が共生する社会の実現」を目標に掲げ、市民が動物を命あるものとして尊重し、犬と猫の殺処分を減らしていき、最終的になくすことを目指すための具体的な対策を推進することにより、命を大切にし、優しさのあふれる、"人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ"を目指すことを基本構想において示しました。

この計画は、基本構想に則した計画として、同様の目標を設定します。

目標:「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」

#### 2 基本施策

本市における動物愛護管理行政の課題を解決し、「人と動物が幸せに暮らせるまち・ さっぽろ」の実現を図るため、動愛法に基づき、以下の3つを基本施策とします。

#### 2-1 動物愛護精神の普及啓発(動物の愛護)

動物の飼育の有無にかかわらず、市民全体を対象として、動物の命を尊重するよう動物愛護の精神を育んでいきます。

また、子どもの動物愛護教育についても、教育の機会を増やし、動物とのふれあい体験や実習を取り入れるなど、より実効性のある内容となるよう取り組みます。

#### 2-2 動物の適正管理・福祉向上(動物の管理)

動物の飼養者が終生飼育や適正飼育を行うよう、普及啓発を強化します。

また、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう、飼い主や動物取扱業者に対し、動物の適正管理について指導等を強化し、飼育されている全ての動物が動物らしく生活できるよう、飼育環境の質の向上を求めていきます。

#### 2-3 動物愛護管理に関わる推進体制の整備(体制整備)

普及啓発や教育、動物の適正管理、飼い主のいない猫への対応、動物に関わる災害 対応について、関係者や関係団体等と連携した体制の整備を図ります。 目標

人と動物が共生する社会の実現

~人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ~

基本施策

取組

動物愛護精神の普及啓発

1-1 市民全体を対象とした普及活動

1-2 子どもの動物愛護教育

2 動物の適正管理・福祉向上

2-1 家庭動物の適正管理

2-2動物取扱業者における動物の適正管理

3 動物愛護管理に関わる 推進体制の整備

3-1 普及啓発や教育の体制

3-2収容動物の管理や譲渡の体制

3-3飼い主のいない猫への対応体制

3-4災害時における対応体制

#### 3 数値目標

施策の効果を判定するための指標として数値目標を以下のとおり定めます。

#### 3-1 動物愛護精神の普及啓発に関する数値目標

# (1)動物愛護の精神が広まっていると思う人の割合が 50%以上を達成する

市動愛条例施行後の平成28年11月に、市民を対象としてインターネットにより行ったアンケート(参考資料参照)の結果、「札幌市民全体に動物愛護の精神が広まっていると思いますか」という問いに対して、「そう思う」と「どちらかというとそう思う」の合計が19.8%にとどまっています。

(1)	(1) Q1. 動物愛護の精神の広まり(SA)			
No.	カテゴリー名	n	%	
1	そう思う	10	2. 1	
2	どちらかというとそう思う	85	17. 7	
3	どちらでもない	243	50.6	
4	どちらかというと思わない	89	18. 5	
5	思わない	53	11.0	
	不明	0		
	全体	480	100.0	

そのため、2027年度における「そう思う」「どちらかというとそう思う」の回答が、 全体の50%を上回ることを目標とします。

#### 3-2 動物の適正管理・福祉向上に関する数値目標

# (1) 2023年度における犬の引取り数を190頭、猫の引取り数を660匹まで減少させる

平成25年に改正された国基本指針では、2023年度の都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数について、平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指しています。

これを踏まえ、札幌市の2023年度における犬及び猫の引取り数について、平成16年度の引取り数を基準として75%減である、犬190頭、猫660匹を数値目標として定めます。2024年度以降についても、同様の基準として、2027年度における引取り数を犬160頭、猫560匹と設定します。

# (2) 犬による咬傷事故件数を年間 25 件まで減少させる

犬による咬傷事故は、毎年50件程度発生していますが、飼い主による犬の適正管理 を推進することによって、事故件数は減少すると考えられます。

そのため、数値目標として、2027年度における犬による咬傷事故件数を、現状から半減となる年間25件まで減少させます。

# (3) 犬の苦情相談(不衛生、放し飼い)件数をそれぞれ 年間 30 件まで減少させる

犬の糞尿による不衛生、放し飼いに関する苦情相談は、毎年60件程度寄せられています。飼い主による犬の適正管理を推進することによって、件数は減少すると考えられます。

そのため、数値目標として、2027年度における犬の苦情相談件数を、現状から半減となる年間30件まで減少させます。

# (4) 猫の苦情相談(不衛生、庭・畑荒らし)を 年間合計 100 件まで減少させる

猫の糞尿による不衛生と庭・畑荒らしに関する苦情相談は、あわせて毎年200件程度寄せられています。2つの問題は同時に発生していることが多く、また、飼い主のいない猫の繁殖と関係しています。飼い主のいない猫に対する対応体制を整備し、無責任なエサやりを防止し、不妊手術等の対応を実施することで、件数は減少すると考えられます。

そのため、数値目標として、2027年度における猫の苦情相談件数を、現状から半減となる年間合計100件まで減少させます。

#### 3-3 動物愛護管理に関わる推進体制の整備に関する数値目標

# (1) 犬の殺処分ゼロの継続

犬の殺処分数は、ここ10年間で大幅に減少し、平成26年度に、政令市ではじめて、 殺処分ゼロを達成することができました。その後も取組を進め、さらに平成27年度、 28年度と殺処分ゼロを継続しています。

今後とも動物の収容頭数を更に減少させていくとともに、譲渡を推進し、命をつなぐ 努力をしていくことにより、殺処分数ゼロを引き続き目指していきます。

# (2) 猫の収容中死亡数を年間 60 匹以下まで 減少させる

猫の殺処分は大幅に減少し、平成28年度には1匹となっていますが、収容中に死亡 した猫の数は未だ年間120匹以上となっています。負傷動物として収容された猫や飼 い主のいない離乳前の子猫の死亡がそのほとんどを占めています。

負傷動物の治療体制、飼い主のいない猫への対応体制を整備し、また、保護ボランティアへの支援を行うことによって猫の収容中死亡数はさらに減少すると考えられます。

そのため、数値目標として、2027年度における殺処分を含めた収容中死亡数を現状から半減となる年間60匹以下と定めます。

# 第5章

# 具体的取組

基本施策に沿って、以下の取組を実施します。

# 1 動物愛護精神の普及啓発

## ■1-1 市民全体を対象とした普及活動

動物愛護に関するこれまでの普及啓発に加え、市民全体を対象とするため動物愛護週間行事等の企画や広報を充実させます。

また、遺棄虐待事案への対応方法について、警察等の関係機関と連携した周知に取り組みます。

項目	実施内容	主な担い手	対象者
動物愛護講習会(新規)	動物愛護や動物の習性を学ぶ講習 会を出前講座として実施します。	行政 動物愛護団 体	市民全体
動物愛護パネル展(継続)	動物愛護の考え方や現状を伝えるため、パネル展を市内中心部において実施するほか、動物愛護週間行事や関係団体等の実施するイベントと合同でも行います。	行政 動物愛護団 体	市民全体
人とペットの暮らしひろば (継続)	動物愛護週間事業として、獣医師会をはじめとした関係団体との共催で、動物を飼っていない方も対象とした動物愛護イベントを継続して実施します。	行政 獣医師会 動物愛護団 体	市民全体
小動物慰霊の日(継続)	動物愛護週間において小動物慰霊の日を定め、動物管理センターで死亡・火葬したペットの霊を慰めることを目的とした行事を継続して実施します。	行政	市民全体
その他動物愛護イベント(継続)	動物愛護週間行事におけるイベント等について、様々な媒体を活用した広報を行うなど、動物を飼っていない方の参加を促すように配慮し	行政 動物愛護団 体	市民全体

	ながら、関係団体と連携により企 画・実施します。		
遺棄虐待事案への対応方法	市民が遺棄・虐待を疑う事案に遭遇	行政	市民全体
周知(強化)	した際にとるべき対応を整理し、上	警察	
	記イベントや講習会などを通じて	動物愛護団	
	周知します。	体	

# ■ 1-2 子どもの動物愛護教育

幼児を対象としたどうぶつあいご教室、小中学生を対象とした命の教室を継続して実施します。

項目	実施内容	主な担い手	対象者
どうぶつあいご教室(継続)	保育園や幼稚園を訪問して動物と	行政	幼児
	のふれあい方や命の大切さを伝え	保育園	
	る出前教室を継続して実施します。	幼稚園	
命の教室(継続)	小中学生を対象に、動物愛護や命の大	行政	小中学生
	切さを伝える出前教室を継続して実施	小中学校	
	します。	教育委員会	

### (中長期的に推進する取組)

動物とのふれあいなど体験型の学習機会を提供するため、下記の取組について検討します。

項目	内容
来所型どうぶつあいご 教室(新規)	動物管理センター来所型のどうぶつあいご教室
どうぶつふれあい講座 (新規)	主に小学生を対象とした、実際の犬猫等とのふれあいや動物との関わり方を学ぶ講座
どうぶつお世話体験・お 仕事体験実習(新規)	小学生から高校生を対象とした、動物の世話や動物管理の仕事について の体験実習

## ■2-1 家庭動物の適正管理

飼い主に対し、放し飼い、鳴き声、不衛生等に関する啓発指導を強化するため、定期的なパトロールや広報を行います。

また、飼育マナーに関する出前講座や愛犬といっしょの公園散歩講座を継続し、獣医師会、 動物取扱業者等と連携した狂犬病予防に関する啓発指導強化に取り組みます。

項目	実施内容	主な担い手	対象者
愛犬といっしょの公園散歩	散歩のマナーやルールについて学	行政	犬の飼い
講座(継続)	ぶため、犬の飼い主を対象とした散	動物取扱業	主
	歩講座を継続して実施します。	者	
		動物愛護団	
		体	
動物についての苦情相談・事	動物に関する苦情相談おいて、必要	行政	飼い主
故に対する対応や啓発指導	に応じて飼い主に対する啓発指導		
(継続)	を行います。また、犬の咬傷事故発		
	生防止に向け、犬の散歩に使われる		
	公共の場所、過去に事故発生のある		
	場所を中心に定期的なパトロール		
	や広報による啓発を行います。		
狂犬病予防に関わる啓発指	犬の飼い主に対し、狂犬病予防法で	行政	犬の飼い
導(強化)	義務付けられている、犬の登録と狂	獣医師会	主
	犬病予防注射、鑑札と注射済票の装	動物取扱業	動物取扱
	着について指導します。狂犬病予防	者	業者
	注射の未実施に対しては個別通知		
	により実施を促すほか、無登録犬に		
	ついては獣医師会、動物取扱業者等		
	と連携して飼い主に指導します。		

### (中長期的に推進する取組)

飼い主の終生飼養に対する意識や飼育マナーの向上に向けた啓発指導の強化、及び特定動物による事故発生防止に向けた特定動物飼養者への啓発指導の強化のため、下記の取組について検討します。

項目	内容
動物飼い方教室(新規)	動物の飼い主や動物を飼うことを検討している方を対 象に、終生飼養と適正管理をテーマとした講習会
犬猫飼育相談•交流会(新規)	しつけ等について困っている犬猫の飼い主を対象とし た飼育相談や他の飼い主との交流会
来所型愛犬といっしょの散歩講座 (新規)	犬の飼い主を対象とした、散歩のマナーやルールにつ いて学ぶ、来所型の少人数講座
特定動物飼養者の監視指導(強化)	特定動物飼養者に対するこれまでの動愛法に基づく立 入検査等のほか、事故発生防止に向けた定期的な立入 検査や啓発指導

## ■2-2 動物取扱業者における動物の適正管理

動物取扱業者における動物の適正な販売方法・展示方法について、啓発強化に取り組みます。

項目	実施内容	主な担い手	対象者
	適正な販売方法、展示方法につい	行政	販売業者
適正な販売方法・展示方法の	て、国や関係機関からの通知のほ		展示業者
啓発(強化)	か、市民の声や苦情相談を踏まえた		
	啓発を定期的に実施します。		

### (中長期的に推進する取組)

動物取扱業者における動物管理の適正化に向けて、下記の取組について検討します。

項目	内容
	これまでの動愛法に基づく立入検査等のほか、管理方
	法に係る定期的な立ち入り検査及び啓発指導
動物取扱責任者研修会(強化)	動愛法に基づく動物取扱責任者研修会の業種別開催
動物取扱責任者初任者研修会(新規)	初めて動物取扱責任者となる方を対象とした研修会

# 動物愛護管理に関わる推進体制の整備

## ■3-1 普及啓発や教育の体制

動物愛護に関する普及啓発活動などにおいて、動物愛護推進員の活躍の場を広げるため、動物愛護推進員に対する研修会を実施します。

項目	実施内容		
動物愛護推進員に対する研	動物愛護の普及啓発や教育における活躍の場を広げるため、		
修会(強化)	必要な知識や情報を共有する研修会を実施します。		

#### (中長期的に推進する取組)

動物愛護に関する普及啓発や教育の充実に向けて、関係団体との連携を含めた体制整備について検討します。

項目	内容
普及啓発の体制整備(強化)	市民全体に対する動物愛護の普及啓発を目的とした、 動物取扱業者や獣医師会等との連携
動物愛護教育の体制整備(強化)	子どもの動物愛護教育強化を目的とした、教育委員会 や教育機関との連携
獣医系大学等の学生実習や職場体 験活動の推進(新規)	収容動物のケアを含めた実習など、獣医系大学等と連 携した職場体験活動の推進

## ■3-2 収容動物の管理や譲渡の体制

譲渡事業について、より広い媒体を活用した広報活動等を実施します。

項目	実施内容
譲渡事業に関する広報活動	動物の譲渡を推進するため、収容動物の情報や譲渡の手続き
(強化)	等について、ホームページと窓口のみでなく、様々な媒体を
	活用した広報により周知を行います。

### (中長期的に推進する取組)

収容動物の管理や譲渡に係る多くの問題解決に向けて、関係団体との連携を含めた体制整備について検討します。

項目	内容
保護ボランティアの活動支援(強	保護動物の飼養方法や譲渡方法についての講習会、保
化)	護動物の体調管理に関する相談対応、保護ボランティ
	アによる譲渡会の広報や会場確保等の支援
負傷動物の治療体制の整備(強化)	負傷動物の治療について、獣医系大学・獣医師会等と
	の連携した、応急処置にとどまらない治療体制の整備
収容動物のケア体制の整備(新規)	収容動物の生活の質の向上と譲渡の推進を目的とし
	た、運動、トリミング、馴致トレーニング等の心身の
	ケアを行う体制
多頭飼育崩壊の予防、対応体制の整	届出による多頭飼育の把握と不妊手術等についての啓
備(強化)	発、及び多頭飼育崩壊の発生に備えた動物関係団体と
	の連携
動物愛護推進員やボランティアに	動物愛護推進員やボランティアによる収容動物のケ
よる活動の拡大(強化)	ア・治療・看護
譲渡動物への不妊手術やマイクロ	適正譲渡と、譲渡後の適正管理のため、不妊手術やマ
チップ装着の推進(新規)	イクロチップ装着を推進する体制

### ■3-3 飼い主のいない猫への対応体制

#### (中長期的に推進する取組)

飼い主のいない猫に関する多くの問題解決に向けて、関係団体との連携を含めた体制整備 について検討します。

項目	内容
飼い主のいない猫への対応ガイド	飼い主のいない猫に対する行政、市民、その他関係団
ラインの策定と周知(新規)	体の役割や対応(TNR 等※)を示す、札幌の実情に合
	ったガイドラインの策定と周知
飼い主のいない猫に対する対応体	ガイドラインに基づく関係大学・獣医師会等との連携
制の整備(新規)	を含めた対応体制の整備

<sup>※</sup>TNR(Trap Neuter Return): 捕獲して不妊手術を施し、市民の合意・管理のもと元の場所に戻す活動で、不要な繁殖を防ぐために環境省が推奨しているもの

### ■3-4 災害時における対応体制

災害時における動物の取扱い等に関する対応について、ガイドラインの作成と周知に取り組みます。

項目	実施内容
災害時における動物取扱等	市民及び避難所の運営者に対して、災害時における動物の取
の周知(強化)	扱い等に関するガイドラインを作成し、出前講座等により周 知します。

#### (中長期的に推進する取組)

災害時を想定した避難訓練等について検討します。

項目	内容
災害時を想定した訓練(新規)	地域の防災訓練に合わせた動物との同行避難や避難所
	における動物の飼養管理の訓練等の実施

# 第6章

# 動物管理センター(施設)のあり方

## 1 位置づけ

### 1-1 既存施設の概要

動物管理センターは、八軒本所と福移支所の2所体制で運営しています。

●八軒本所(西区八軒9条東5丁目1-31)

【開 設】昭和46年(昭和60年庁舎改築)

【所掌業務】事務管理、犬の捕獲、動物の飼育に関する苦情対応など

敷地面積 2,300 ㎡
 建築床面積 713 ㎡
 事務室 96 ㎡
 会議室 56 ㎡
 車 庫 150 ㎡
 その他 411 ㎡







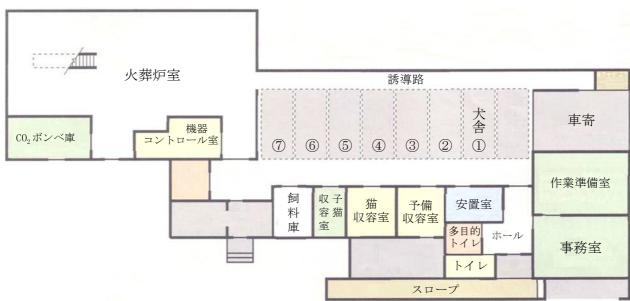
#### ●福移支所(北区篠路町福移156番地)

#### 【開 設】平成13年

### 【所掌業務】動物の収容・管理・譲渡・殺処分、ペットの火葬など

敷地面積 9,917㎡
 建築床面積 483㎡
 事務室 26㎡
 動物管理部門 201㎡
 火葬炉室 157㎡
 その他 99㎡





#### 1-2 (仮称)動物愛護センターとしての機能強化の必要性

近年、都市化の進展や少子高齢化の流れの中で、ペットの飼養に関する志向が広がり、 飼い主におけるペットの重要性が高まっている一方で、動物の虐待や不適正な飼養による問題が顕在化してきている状況があります。このような状況を踏まえて、ペットの飼養をより適正なものにすることにより、人と動物のより良い関係づくりを進めること、及びそのことを通じて生命尊重、友愛等の情操面の豊かさを実現していくことが社会的に求められています。これらを背景に平成25年には、終生飼養が明文化されるなど、動愛法が大幅に改正されており、自治体もこれに対応して、より一層、動物愛護に関する取組を推進する必要があります。

また、札幌市では、平成27年に6万人の署名による陳情が提出され、様々な年代の 人が利用できる市民の交流の場となるような、動物の愛護や福祉を通じて子どもたちに 「命の教育」ができる札幌市動物愛護センターの新設が求められ、平成28年市議会に おいて全会一致で採択されています。

さらに、動物愛護管理推進計画の策定を諮問した動物愛護管理推進協議会においても、 陳情採択が重く受け止められ、全委員一致で動物愛護センター新設の必要があると考え、 「①機能の集約と利便性の向上、②市民交流・動物愛護部門の創設、③動物保護管理部 門の拡充に配慮した動物愛護センターの新設が必要である」との答申が出されています。 なお、この答申では、殺処分機・火葬設備は、イメージが暗く動物愛護を推進する施設 からは除くべきとの指摘もされています。

これらの社会情勢、法改正、陳情の採択、答申の内容などを踏まえ、これからの動物 愛護管理行政を推進するため、現在の施設を(仮称)動物愛護センターとして機能強化 することが必要と考えます。

# 1-3 現在の動物管理センター(施設)が抱える課題

(仮称)動物愛護センターとしての機能強化の必要性を踏まえ、現在の動物管理センター(施設)が抱える現状の課題について、下記のとおり整理しました。

施策	課題
	・幼少期からの動物愛護精神の涵養のため、動物のふれあい体
ᄀᅜᆉᇅᆉᅻᄀᅗᆘᄳᆓᆓᇬ	験、職業体験などを行う活動スペースを確保し、十分な普及啓
子どもに対する動物愛護の	発を実施することが必要である
普及啓発・教育	・子どもへの動物愛護教育として「命の教育」やペットの適正
	飼育に係る教育などを進める必要がある
家庭動物の落正答理の指	・飼い主に対する適正飼養指導のため、動物のしつけ・訓練体
家庭動物の適正管理の指導・相談	験等を行う対応スペース、譲渡相性確認、個別相談を行うスペ
	ースを確保し、十分な相談対応や譲渡前確認を行う必要がある
	・収容動物の健康状態を良好に保つことで積極的に譲渡へつな
収容動物の健康安全・福祉	げるため、検疫や隔離を行う設備を確保し、感染症対策等を進
収合動物の健康女主・福祉 向上	める必要がある
	・収容期間の長期化による収容動物のストレス緩和のため、適
	度な運動を行えるスペースを確保する必要である
	・収容頭数の増加、収容期間の長期化やそれに伴う施設の狭あ
殺処分ゼロの推進	い化に対応する必要がある
	・収容動物を人に馴化させるスペースを確保し、すみやかな譲
	渡につなげる必要がある

#### 1-4 位置づけ

基本構想では、行政の役割として、動物愛護管理についての普及啓発、市民および事業者等の学習機会の提供、動物愛護教育の推進、人材の育成、関係団体等との連携を担うこととしています。さらに、災害時の対応体制の構築も必要となっています。

また、陳情や答申等において、新たな(仮称)動物愛護センターは、動物の愛護と福祉に配慮した施設、市民が気軽に立ち寄り交流の場となる施設、市民が行政に参加・協力しやすい施設となることが求められています。

そこで、札幌市では、課題解決に向けて、動物管理センターを機能強化し、(仮称) 動物愛護センターを以下のように位置づけます。

【(仮称)動物愛護センターの位置づけ】

- (1)動物愛護教育の中心となる施設
- (2) 適正飼育に関する普及啓発の拠点となる施設
- (3)動物関係団体等との連携による活動を推進する施設
- (4) 市民が集い、共に学習・交流することを推進する施設
- (5) 保護収容動物の適正な管理と譲渡を推進する施設
- (6)災害時の動物への対応を推進する施設

### 1-5 整備目的

(仮称)動物愛護センターは、市民の動物の愛護と適正な管理についての関心と理解を深め、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現を目指して設置・運営するものです。

#### 2 (仮称)動物愛護センター(施設)の必要な機能

施策を効果的に推進するため、動物管理センターの機能を強化した(仮称)動物愛護センターを整備します。

その機能強化の内容は、以下のとおりです。

#### 2-1 動物管理センター機能の集約と利便性の向上

業務の効率化及び市民の利便性向上のため、現在、八軒本所(西区八軒9条東5丁目) と福移支所(北区篠路町福移)の2つに分散している事務管理部門と動物保護管理部門 を、市民が利用しやすい場所において集約化を行い、効率化を図ります。これによって、 さらに新たな事業に取り組んでいくこととし、集約した施設には、動物愛護部門を創設 します。

なお、福移支所の火葬施設については、収容中に死亡した動物、環境局の路上等の動物死体を衛生的かつ低廉に処理する必要があり、また、市民のペット火葬のニーズが相当数あることから、従前どおり運用し、将来の建物更新時までに施設のあり方を検討していきます。

### 2-2 動物愛護部門の創設

動物愛護精神の涵養や動物の適正管理の推進のため、市民が動物を学び、感じ、意見を交わす動物愛護部門を創設します。

#### 【動物愛護部門における必要機能】

必要な機能	諸室例
市民の学習・交流	
イベント・セミナー(ふれあい・動物同伴可)	夕日的京 (全議宗)
普及・啓発物の作成等、ボランティア等の市民	多目的室(会議室)
活動	
犬猫の放棄に関する相談・指導、新たに譲渡を	個別相談スペース(譲渡相性確認
受ける方の指導	スペース)

# 2-3 動物保護管理部門の充実

保護収容動物の適正な環境整備と譲渡を促進するため、動物保護管理部門の充実を図ります。

#### 【動物保護管理部門における基本的な必要機能】

必要な機能	諸室例
犬猫の収容(原則、個別収容、犬猫転用可能) 収容犬の運動、訓練	収容室(犬・猫) 収容犬運動スペース(屋外を含む)
感染症、譲渡適正の判断、感染症動物の収容、 狂犬病の鑑定、けがや病気の動物の収容	検疫室(犬・猫) 隔離室(犬・猫) 負傷動物室(犬・猫)

不妊手術等、収容動物の診察・検査・薬品保管	処置室(手術室・検査室・トリミ
収容動物の収容確認、治療・トリミング等	ング室含む)
ケージや器具の洗浄・消毒・薬品保管 飼料保管	洗净•消毒室、飼料庫
犬猫の搬送対応、緊急用務等	車庫スペース

## 3 (仮称)動物愛護センターの整備に向けて

#### 3-1 動物愛護施策推進上の必要な視点

動物愛護センターは、その整備目的や機能、特性等を踏まえ、次のような視点に配慮する必要があります。

#### 【立地条件上の視点】

#### (1) 周辺環境等

- ・ 収容動物のストレス軽減や感染症の侵入・蔓延防止
- 動物の鳴き声等の音や臭い等による周辺環境への影響

#### (2) 市民の利用

・子どもから高齢者まで広く市民が利用できる、公共交通機関による来所、車による 来所が可能であることなどの交通のアクセス性

#### (3) 機動性の確保

・相談・対応業務等の市民ニーズへの的確な対応、市全域における現場対応に向け た機動性の確保

#### 【施策展開上の視点】

#### (4) 関係機関との連携

・獣医師会や獣医系大学などの関係機関との連携

#### (5) 人と動物、環境負荷低減への配慮

・利用者や動物に優しいユニバーサルデザインの採用に配慮するとともに、環境負 荷低減配慮型の施設づくり

# 3-2 今後の流れ

以上のような(仮称)札幌市動物愛護センターとしての機能強化を実現するため、 今後、必要な各種の調査等を実施し、八軒本所の施設の活用を含め、施設規模、設置 場所について諸条件を整理するほか、効率的な施設の維持・管理、運営など、総合的 に検討していきます。

# 第7章

# 計画の推進にあたって

### 1 関係者の責務と役割

動物関係者の責務と役割を明らかにした上で、それぞれの関係者がその責務や役割を 十分理解する必要があります。

#### (1) 行政の責務

行政は、「人と動物が共生する社会の実現」を図るために、関係者との連携や調整を行いながら、必要な施策を策定し実施することにより、動物に関する諸問題の解決に取り組む責務を担います。なお、関係者が責務と役割を十分に果たせるよう、行政が支援・リードしていきます。

#### (2) 市民の役割

市民は、自身の動物愛護精神の向上に努めるとともに、動物の飼育の有無に関わらず、動物の適正管理や動物による危害の防止について十分理解し、行政や動物関係団体が行う活動に協力するよう努める役割を担います。

#### (3) 飼い主の責務

飼い主は、動物の生態、習性、生理等を理解する必要があります。また、法令を遵守し、動物を適正に飼育することにより、近隣住民の理解を得られるよう周辺環境に配慮する責務を担います。また、飼い主のいない動物にエサを与えるなどの行為にも、飼い主に準じた責務が伴います。

#### (4) 動物取扱業者の責務

動物取扱業者は、定められた基準や法令を遵守し、動物を適正に取り扱うことはもとより、飼い主やこれから飼育を行う市民に対し、適正な飼育方法について必要な説明や情報提供を行い、理解を促す責務を担います。

#### (5) 動物関係団体の役割

動物関係団体は、動物に関する知識や経験を十分に活用しながら、市民への動物愛護の普及啓発、自身の活動に関わる動物の適正管理・福祉向上に向けて自主的な取組みを行うとともに、飼い主や行政などの関係者に協力し、支援する役割を担います。

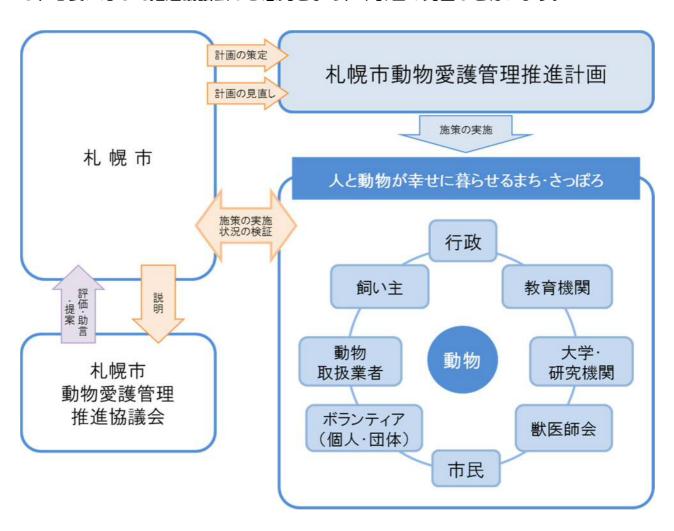
#### (6) 獣医系大学や動物関係専門学校等の研究・教育機関の役割

獣医系大学や動物関係専門学校等は、学生等に実践的な活動の場を与えて、次世代の動物の愛護や管理を担う人材を積極的に育成するとともに、行政や動物関係団体との連携を通して、動物に関する知識や研究成果を活用し、市民や飼い主を支援する役割を担います。

## 2 計画の推進体制

本計画は「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現を目的とした効果的な施策等の検討を行うために第三者が評価・助言・提案する場として市動愛条例に基づき 平成28年4月に設置された「札幌市動物愛護管理推進協議会」において提案された様々な意見を参考に策定しています。

今後、本計画期間において動物愛護と管理に関する様々な施策を推進するにあたっては、各施策が計画的にかつ効果的・効率的に行われているかについて毎年度検証・評価 し、必要に応じて推進協議会から意見を求め、本計画の見直しを行います。



# 資料編

# (資料1)

平成27年7月27日 署名追加 平成27年7月30日 署名追加 平成27年12月2日 署名追加 平成28年2月2日 署名追加

(写)



#### 札幌市動物愛護センター新設に関する陳情

平成27年6月29日 受理

厚生委員会

平成27年7月9日 付託

#### 提出者

北海道夕張郡長沼町西 1 線北15番地 認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会 代表者 代表理事 稲垣 真紀 署名者 <del>3 9,365人</del> <del>5 2,019人</del> <del>5 2,537人</del>

52,537人 55,236人 60,591人

#### (要 旨)

様々な年代の人が利用できる市民の交流の場となるような、動物の愛護や福祉を通じて子どもたちに「命の教育」ができる札幌市動物愛護センターの新設を要望します。

#### (理 由)

近年、私たちの生活環境は大きく様変わりし、人々の価値観もモノの豊かさから心の豊かさへと変化してきました。少子高齢化、人口減少が問題となり核家族化が進み、ペットが心に安らぎや潤いを与えることからも、愛玩動物に対するニーズや位置づけは益々高まってきています。一方で、さらなる老齢人口の増加に伴い、動物の適正飼養が出来ない人がさらに増加することが予想され、学校や家庭教育においては、子どもたちが命の尊さや大切さを学ぶ機会も多くありません。

平成25年度の動物愛護管理法の改正により、動物愛護センターの役割は大きく変わろうとしています。しかし、現在の札幌市の施設では、業務が2か所に分散されているうえ、保護されている犬や猫の収容施設である福移支所は郊外に設置されていることから、交通の便が悪く市民が利用しづらい状況です。また、市民が気軽に立ち寄ることの出来る施設ではないため、殺処分される施設との暗いイメージは払しょくされていません。

こうしたことからも、現在の施設が新たな役割を担うのは到底無理で、将来の展望も持てません。殺処分機のない動物の愛護と福祉に配慮した施設にすることは、子どもたちへの「命の教育」にも繋がり、子どもから大人へも社会全体を豊かにします。そして何よりも、道徳観や倫理観を与えることのできる施設はお金には換算できない大きな力を札幌市民に与えてくれます。動物の愛護や福祉に配慮した施設、市民が気軽に立ち寄り交流の場となる施設、市民の参加・協力により無限の可能性が生まれる官民が協力しやすい施設、このような施設がこれからの時代には望まれます。

そして、動物愛護センターが、札幌市の倫理の成熟度を示すバロメーターになる施設の 1つであることは言うまでもありませんが、現在の動物管理センターでは十分な機能を有 する施設とは言えません。札幌市が国際都市をうたうのであれば、動物福祉も世界水準に することは必須です。札幌市は平成27年度から平成28年度にかけて、「(仮)札幌市動物 の愛護及び管理に関する条例」の施行が予定されていると聞いています。この条例を適切 に運用していくためにもハード面での見本となる施設が必要です。実現すれば、動物の愛 護や福祉が推進されるだけでなく、地域の活性や住民の交流のあり方、官民が共助するあ り方について、北海道を初め他の自治体の良き手本となるに違いありません。

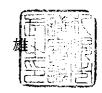
札幌市に1日も早く動物愛護施設が新設されますよう、要旨記載のとおり陳情いたします。



札 議 第 1135 号 平成28年(2016年) 2月23日

札幌市長 秋 元 克 広 様

札幌市議会議長 鈴 木 健



採択された陳情の送付並びにその処理の経過及び結果の報告請求について

平成28年第1回札幌市議会定例会に付議した下記の陳情は、採択と決定したので送付します。 ついては、その処理の経過及び結果の報告を求めます。

記

陳情第8号 札幌市動物愛護センター新設に関する陳情

### 札幌市動物愛護管理推進協議会 委員名簿

平成28年4月

	十, 八, 乙, 〇, 千, 五, 万, 千, 五, 0, 千, 五, 5, 千, 五,
委 員 名	公職及び役職
あいき たかこ 相木 孝子	公益社団法人 日本愛玩動物協会 北海道支所 支所長
うえすぎ ゅ き こ 上杉 由希子	認定NPO法人 HOKKAIDOしっぽの会 副代表理事
おおや さとこ 大屋 聡子	公募市民
おりと なおみ 折戸 直美	公募市民
<sup>ゕたやま</sup> 片山 めぐみ	公立大学法人 札幌市立大学 講師
かつら たろう 桂 太郎	一般社団法人 札幌市小動物獣医師会 会長
きくち みぇ 菊地 三恵	公益社団法人 日本愛玩動物協会 動物行動学講師
きとう まき 佐藤 真妃	公募市民
*** けんご 菅 健悟	学校法人吉田学園 吉田学園動物看護専門学校 部長
©髙橋 徹	公益社団法人 北海道獣医師会 会長
たきぐち みつよし 一番 富	国立大学法人 北海道大学 大学院獣医学研究科 教授
かから まきこ 中村 眞樹子	公募市民
で ばら ひとし <b>樋原 均</b>	北海道ペット事業協同組合 組合長

◎:会長、○:副会長

(五十音順 敬称略)

#### 答申とりまとめの経緯

第1回【平成28年6月7日】 市長の諮問を受けて(概要説明) ①札幌市動物愛護管理推進計画の策定

②動物管理センターの機能強化について

第2回【平成28年8月3日】

- ①推進計画(骨子案) 全体構成
- ②動物管理センターの機能強化(立地条件と 施設内容)

第3回【平成28年10月12日】

- ①推進計画の目標と具体的施策
- ②動物管理センターの機能強化(市民交流
- •動物愛護部門)

第4回【平成28年12月6日】 答申案について(全体の確認とまとめ)

①札幌市動物愛護管理推進計画(骨子案)

②動物管理センターの機能強化について

#### 答 申 の 概 要

#### はじめに ~ 答申にあたって ~

- ◆本答申を基に、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」という目標の実現に向けて、動物愛護精神の涵養、動物の適正管理の推進、そして動物の福祉向上という3つの基本施策を確実に推し進められることを期待する。
- ◆収容された動物の福祉を図るとともに、さらなる動物愛護精神の普及を図るため、現在の2か所に業務が分散された動物管理センターから、誰もが利用しやすい、開かれた動物愛護センターへの新設を求める「札幌市動物愛護センター新設に関する陳情」が平成27年6月29日に札幌市議会に提出され、平成28年2月23日に市議会において全会一致で採択されたことも重く受け止めていただきたい。
- ◆札幌市の未来を担う子どもから高齢者まで、幅広い方々が気軽に訪れ交流できるような、市民に開かれた動物愛護の拠点施設となるよう、市民や関係団体の理解と協力を得て、今後の動物愛護管理に関する施策の計画的な実施や施設整備が図られることを期待する。

#### 1 札幌市動物愛護管理推進計画(骨子案)の策定

- ◆全4回の動物愛護管理推進協議会において策定した<u>計画(骨子案)</u>は別添のとおり
- ◆計画的な施策の推進について 札幌市動物愛護管理基本構想において整理した札幌市の課題と基本施策、さらに は札幌市動物愛護条例に定めた関係者の責務を踏まえ、市民、行政及び関係団体 等が連携協力し、計画的に具体的施策を進めること。
- ◆計画の策定にあたって 基本施策の一つである動物愛護精神の

基本施策の一つである動物愛護精神の涵養のためには、動物愛護の教育や普及啓発の対象は子どもから高齢者まで、また動物を飼っている人から関心の低い人まで広く市民を対象とする必要がある。そのためにも、動物管理センターはあらためてその位置付けや役割を整理し、それにふさわしい機能を整備すべき。

#### 2 動物管理センター(施設)の機能の強化

- ◆推進協議会として全会一致で動物愛護センター新設の必要があると考えて おり、その整備においては以下の3点【(1) ~(3)】に配慮すべき。
- (1) 機能の集約と利便性の向上

現在の動物管理センター施設は2所体制であり、業務が分散されている ため機能や作業効率も合理的ではない。大猫の収容場所である福移支所が 市郊外に設置されており、交通の便が悪く市民が利用しづらい状況。

2か所ある施設を交通アクセスの良い場所の1か所に集約すること、市民が交流できる場としての必要な施設機能を整備すること等の検討の必要がある。

- ①基本施策の一つ動物愛護精神の涵養を目的としたふれあいや体験を含めた教育や普及啓発を実施するには機能の集約と利便性の向上が必要。
- ②立地条件については、公共交通機関による来所、車による来所の両方が可能な立地条件と下記施設機能をしつかりと確保すること。
- ③獣医師会や獣医系大学等の関係機関との連携についても配慮すること。
- (2) 市民交流・動物愛護部門の創設

市民が動物を学び、感じ、意見をかわす市民交流・動物愛護部門の創設は不可欠。市民交流の場を備えることは、子どもの教育や地域のコミュニケーションの活性化にもつながっていく。

(3) 動物保護管理部門の拡充

現在の福移支所は収容場所も不足しており、処分を前提とした施設のため、動物の福祉に配慮した構造ではない。動物の福祉向上を基本施策として掲げ、保護収容動物の適正な環境整備と譲渡を推進する上では、動物の性質に配慮した施設構造とし、感染症の侵入・蔓延防止や心身の健康管理を考えた施設とすべき。

#### 3 付帯意見(配慮すべき要望)

- ◆今後の推進計画の策定や施策の実施において配慮すべき要望
- (1)交流スペースを設け、多くの市民が集い、市民全体の憩いの場を形成すること
- (2) 市民が意欲を持って訪れる体験学習施設といえるセンターを整備すべき
- (3) 感染症防止、収容スペースの確保、心身のケアは重要な要素として配慮すること
- (4) 処分・火葬は動物愛護施設にはそぐわないため集約する機能から除くべき

# 資料4 用語の解説

■用語	_ 解 説
飼い主のいない猫	人の管理下にないことや十分な餌が与えられていないため、ゴミあさり や糞尿被害等で多くの地域で問題を起こしている猫がおり、このような 猫を「飼い主のいない猫」と定義づけている。 このような「飼い主のいない猫」は、不適切な飼育管理や無責任な飼い 主に捨てられてしまった猫に端を発している。
狂犬病	人と動物の共通感染症の 1 つで、狂犬病ウイルスが原因。哺乳類全般に感染し、狂犬病に感染した動物にかまれることなどにより、人にも感染する。人や犬では、発病した場合の死亡率はほぼ 100%である。
シェルターメディスン	先進国では、シェルター等の収容施設における犬猫の健康管理について、動物たちの健康を維持しながら個体管理や感染症の予防のための衛生管理を行い、心身ともに健康な動物を一頭でも多く譲渡することを目的として実践されている。
所有者明示	狂犬病予防法に基づく犬への鑑札の装着や、動物への迷子札やマイクロ チップ等の装着により、動物の所有者の情報を示すこと。
第一種動物取扱業	動物の販売、保管等を業として行うことをいう。動愛法第 10 条第 1 項によりこの業を営もうとする者は、市長等の登録を受けなければならないと規定されている。事業所ごとに動物取扱責任者の設置義務がある。第一種動物取扱業には、次の種別がある。
• 販売	動物の小売や卸売、それらを目的に繁殖や輸出入を行うことを業とする もの。ペットショップ、ブリーダー、インターネット等による通信販売 など。
- 貸出し	動物を貸すことを業とするもの。ペットレンタル業者など。
• 保管	動物を預かることを業とするもの。ペットホテル、ペットシッターなど。
• 訓練	顧客の動物を預かり、訓練を行うことを業とするもの。調教業者など。
• 展示	動物を展示することを業とするもの。動物園、水族館など。
<ul><li>競りあっせん業</li></ul>	動物を売買する者のあっせん会場を設けて競りの方法により動物の売 買を行うことを業とするもの。動物オークションなど。
• 譲受飼養業	動物を有償で譲り受けて飼養することを業とするもの。老犬ホームなど。

■用語	_■解説
第二種動物取扱業	非営利で保管(動物譲渡活動など)、貸出し、訓練、展示を行うための施設を設置している動物取扱業。 動物愛護団体のシェルター、公園内のミニ動物園などであり、市長への届出が必要である。
動物愛護推進員	市長から委嘱を受け、ボランティアとして地域で動物の飼い方相談、繁殖防止の助言、動物の譲渡のあっせんなどの活動を行う。
動物取扱責任者	第一種動物取扱業の施設において、その業務を適正に実施するために動物取扱業者が事業所ごとに選任する者。動愛法第22条の規定により、市長等が実施する動物取扱責任者研修の年1回以上の受講が義務付けられている。
動物の収容	センターにおいて動物を収容すること。収容動物の内訳は所有者から引き取った動物と、所有者不明の動物である。
動物の譲渡	センターが収容した動物について、新たな飼い主に譲ること。
動物の返還	センターが収容した飼い主不明の動物を、飼い主に返すこと。
特定動物	ライオン、ヒグマ等、人の生命、身体、財産に害を加える恐れのある動物で、動愛法で約650種が選定されている。特定動物の飼養・保管を行う者は、市長の許可が必要である。
放棄	飼い主が飼えなくなった犬を、センターで引き取ること。
捕獲等	けい留されていない犬をセンターが保護する、市民が保護した犬をセンターで引取る等、飼い主不明でセンターに収容すること。
負傷動物	道路、公園その他の公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷した 大、猫等の動物。動愛法第36条により負傷動物等の発見者は、飼い主 等に対して通報するよう努めなければならないと規定されている。
マイクロチップ	直径2mm、長さ約8~12 mmの生体適合ガラスで覆われた電子標識器具で、15 桁の数字が電子データとして書き込まれている。獣医師が動物の皮下に注入する。電子データは専用のリーダー(読取機)で感知して読み取る。飼い主の住所・氏名・連絡先等はデータベースへ登録しておく必要がある。



# 札幌市動物愛護管理推進計画

《平成 30~39 年度》

発行: 札幌市保健福祉局保健所動物管理センター

〒063-0869 札幌市西区八軒9条東5丁目 1-31 TEL 011-736-6134 FAX 011-736-6137 http://www.city.sapporo.jp/inuneko/

平成30年3月発行



札幌市 00-000-00-000 00-0-00

SAPP\_RO